

未来につなげよう

酒田の自然・まちなみ・こころ

酒田市環境基本計画

酒田市

目次

第1．計画の基本的事項

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の実施期間	2
5. 計画の対象地域	2
6. 対象とする環境の範囲	2
7. 計画の構成	3

第2．環境の現状と課題

1. 自然環境	4
(1) 位置・面積等	4
(2) 気象	4
(3) 森林・農地等	4
(4) 動物	5
(5) 植物	5
(6) 飛鳥	5
(7) 公園・緑	6
2. 生活環境	8
(1) 大気環境	8
(2) 水環境	9
(3) 騒音・振動・悪臭	11
(4) 歴史・文化	11
(5) 景観・アメニティ	12
3. 社会・地球環境	13
(1) 人口等	13
(2) 産業	13
(3) 廃棄物	13
(4) 資源・エネルギー	14
(5) 地球環境問題	14
(6) 環境意識・行動	15

第3．計画の目標

1. めざす環境像	20
-----------	----

2. 基本目標	2 0
---------------	-----

第4. 施策の展開

1. 施策の体系	2 1
2. 自然環境目標の達成に向けて	2 3
3. 生活環境目標の達成に向けて	2 7
4. 社会・地球環境目標の達成に向けて	3 1

第5. 環境に配慮した行動指針

1. 市民の行動指針	3 5
2. 事業者の行動指針	3 7

第6. 計画の推進方策

1. 推進体制の整備	4 0
2. 計画の進行管理	4 0

第 1. 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

酒田市は、庄内砂丘と黒松林、庄内平野、日本海、最上川、飛島など水と緑にあふれる豊かな自然と、山居倉庫や日和山公園などの歴史的・文化的資源とが調和した個性あふれる港町として発展してきました。これらは先人たちの英知とたゆまぬ努力によるものであり、私たちは長い間その恩恵を受けてきました。

昭和 40 年代の高度成長に伴う公害問題に対しても、「酒田市自然環境保全条例」の制定や公害防止協定の締結など市民の総力を結集して良好な環境の保全に努めてきました。

しかしながら、今日私たちが直面している地球温暖化や廃棄物などの環境問題は、従来の産業公害のように被害者と加害者が明確に区分できるものではなく、日常の生活や通常の事業活動が環境汚染の原因となっていて、すべての人々が加害者であり、かつ被害者であるという構図になっています。

このような背景のもと、地球環境問題の解決に向けて、平成 4 年にブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、これを契機に国際的な取り組みが始まりました。平成 17 年 2 月 16 日には、温室効果ガスの国際的な削減目標等を定めた「京都議定書」が正式発効し、地球温暖化防止のための新たな一歩が踏み出されました。

京都議定書の目標達成をはじめ、今日の環境問題を解決していくには、私たちの生活様式そのものや従来の事業活動の仕組み自体を変えていく必要があります、すべての人々の意識改革が求められています。

本市においては、先人たちが残してくれた健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくために、環境の保全と創造に関する基本理念などを示した「酒田市環境基本条例」を平成 14 年 4 月に施行しました。

「酒田市環境基本計画」は、この「酒田市環境基本条例」が定める基本理念の実現に向けて策定するものであり、私たちの環境活動の道しるべの役割を果たすものです。

2. 計画の目的

この計画は、酒田市環境基本条例第 8 条に基づいて策定するものであり、酒田市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、本市における望ましい環境のあり方を明らかにし、これから本市が行うさまざまな環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的としています。

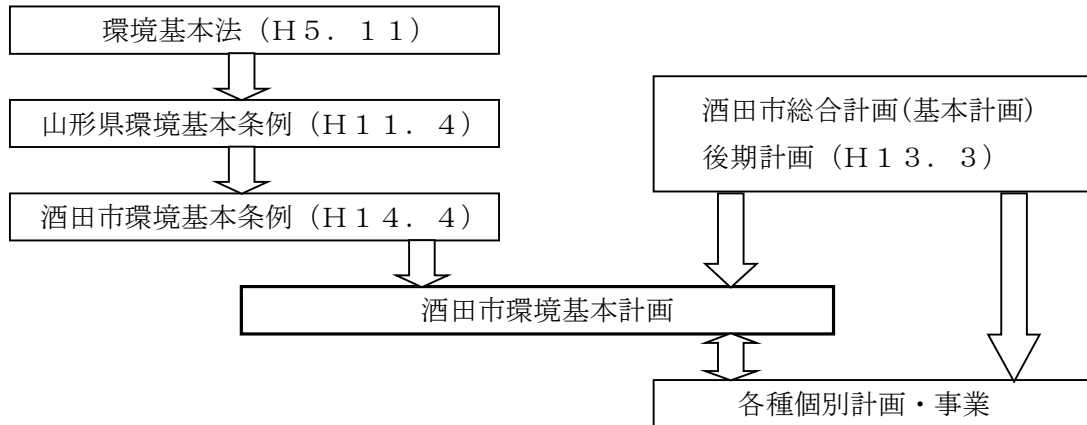
○酒田市環境基本条例の基本理念

- ① 恵み豊かな環境の良好な保持と将来世代への継承
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築
- ③ 地域特性に応じた自然環境の保全及び人と自然との共生の確保
- ④ 地球環境保全の積極的な推進

3. 計画の位置づけ

酒田市環境基本計画は、「環境基本法」「山形県環境基本条例」の趣旨に沿うものであり、「酒田市環境基本条例」を根拠とする計画で、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための環境行政上の最上位計画として位置付けられるものです。

酒田市の施策体系においては、「酒田市総合計画」を頂点とした各種計画に位置しますが、「酒田市総合計画」の実現を環境面から推進する役割を担うとともに、各種計画の環境に係る施策についての整合も図るものです。



4. 計画の実施期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

5. 計画の対象地域

この計画の対象地域は、酒田市全域です。

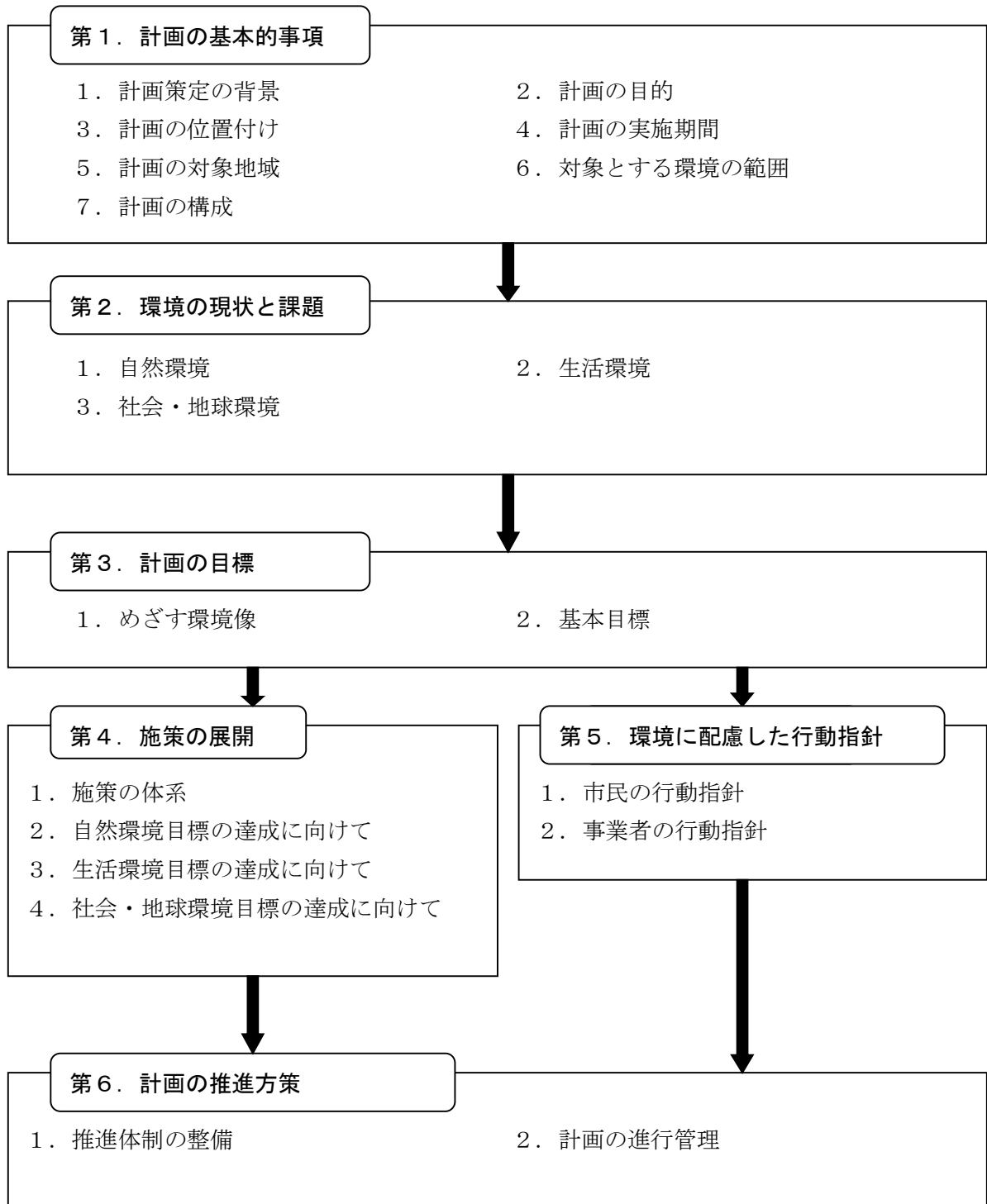
6. 対象とする環境の範囲

この計画では、現在及び将来において、健全で恵み豊かな環境を確保していくために必要な「自然環境」「生活環境」「社会・地球環境」という 3 つの環境分野において、対象とする環境の範囲を設定します。

環境の分野	対象とする環境の範囲
自然環境	地形、気象、動植物、森林、公園、緑など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、歴史・文化、景観など
社会・地球環境	人口、土地利用、産業、廃棄物、地球温暖化など

7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



第2. 環境の現状と課題

1. 自然環境

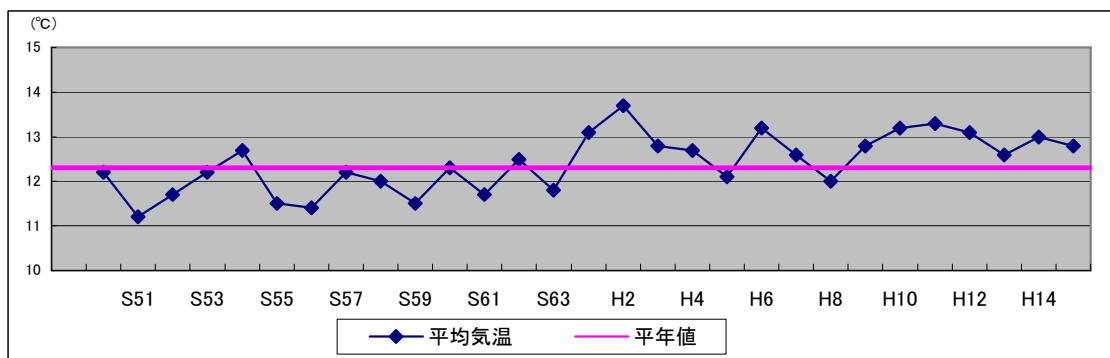
【現状】

(1) 位置・面積等

- ・本市は、山形県の北西部、日本海に注ぐ最上川の河口部に位置しており、東西約 19 km、南北約 22 km、総面積は 175. 84 km² となっています。
- ・本市は、鳥海山から続く飽海丘陵や海岸沿いに走る庄内砂丘、さらには酒田港の北西約 38 km には山形県唯一の離島である飛島を有しており、豊かな自然環境に恵まれています。

(2) 気象

- ・本市の気候は、日本海の影響による海洋性の特徴を有しており比較的温暖ですが、冬期間は季節風が強く、市民生活にも影響を与えています。
- ・近年になって年平均気温の上昇傾向がみられます。



■年平均気温の推移

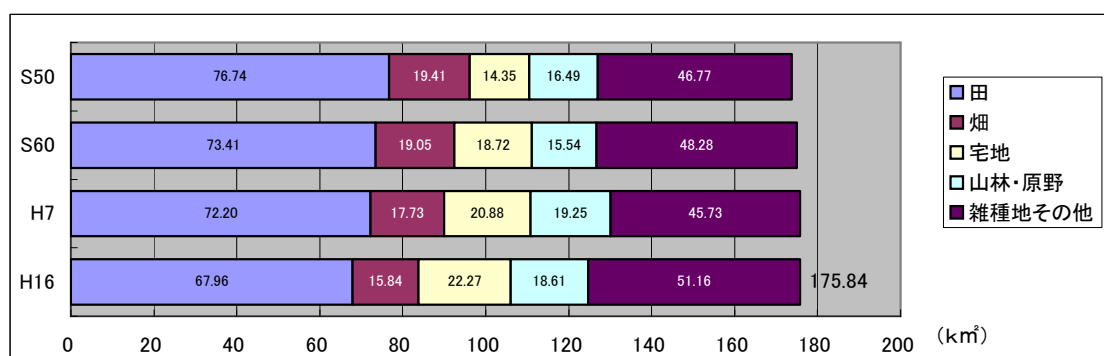
資料：山形地方気象台ホームページ

(3) 森林、農地等

- ・本市の森林は、日本海に面した西側砂丘地帯のクロマツ林と東側山間部の杉林があり、そのほとんどが松、杉を主体とした人工林です。
- ・砂丘地においては、優良農地造成のための砂採取が多く行われており、地形の変化に伴う周辺環境への影響が懸念されています。
- ・庄内砂丘のクロマツ林は、長い年月をかけて植栽されたものですが、松枯れ、害虫等の被害がみられます。
- ・アンケートでは、残したい（好きな）ところとして、市民は「光ヶ丘のクロマツ林」「山王の森」「海岸砂防林」などをあげています。
- ・土地利用について特に著しい変化は見られませんが、その中では宅地化が進んでいる反面、農地が減少しています。
- ・市街地には空地が点在しており、その管理に関する苦情が多くなっています。
- ・アンケートでは、直したい（嫌いな）ところとして、「駅、駅前通り」「中町通り」「海、海岸、

港」「川」が多くなっています。

■地目別土地利用面積の推移



資料：税務課

(4) 動物

- ・本市は多種多様な自然環境を有しており、多くの動物がいます。なかでも鳥類、昆虫類は様々な種が生息しています。
- ・最上川河口の白鳥の飛来数は全国一となっています。
- ・飯森山のカブトエビ生息地は、県指定の天然記念物となっています。
- ・市街地でカラスやタヌキの害が多くなっており、動物の生息状況の変化が見受けられます。
- ・アンケートでは、関心のある環境問題として、小学生では「森林、海、川などの自然環境の悪化やそれに伴う動植物の減少」が 60.1%と最も高くなっています。

(5) 植物

- ・本市では、飽海丘陵、庄内平野、庄内砂丘、市街地などの地域ごとに、それぞれ特徴ある植生がみられます。
- ・庄内砂丘のクロマツ林は、長い年月をかけて植栽されたものであり、特定植物群落に指定されています。
- ・庄内平野集落部の社寺林、屋敷林や市街地の社寺林などには、ケヤキなどの価値ある巨木や老樹名木が生育しています。

(6) 飛島

- ・飛島は自然植生や貴重な動植物が多く存在しており、学術研究のうえでも重要な島となっています。
- ・動物は、鳥類と昆虫類が豊富であり、特に鳥類は珍鳥を含め多くの野鳥が観測されます。
- ・ウミネコの繁殖地とサンゴ類群棲地は、それぞれ国指定と県指定の天然記念物となっています。
- ・植物は、数多くの暖地系・寒地系の貴重な植物が生育しています。
- ・レッドデータブックの該当種、特定植物群落、市指定天然記念物など本市の貴重な植物の多くが飛島に存在しています。

■貴重な動植物（天然記念物）

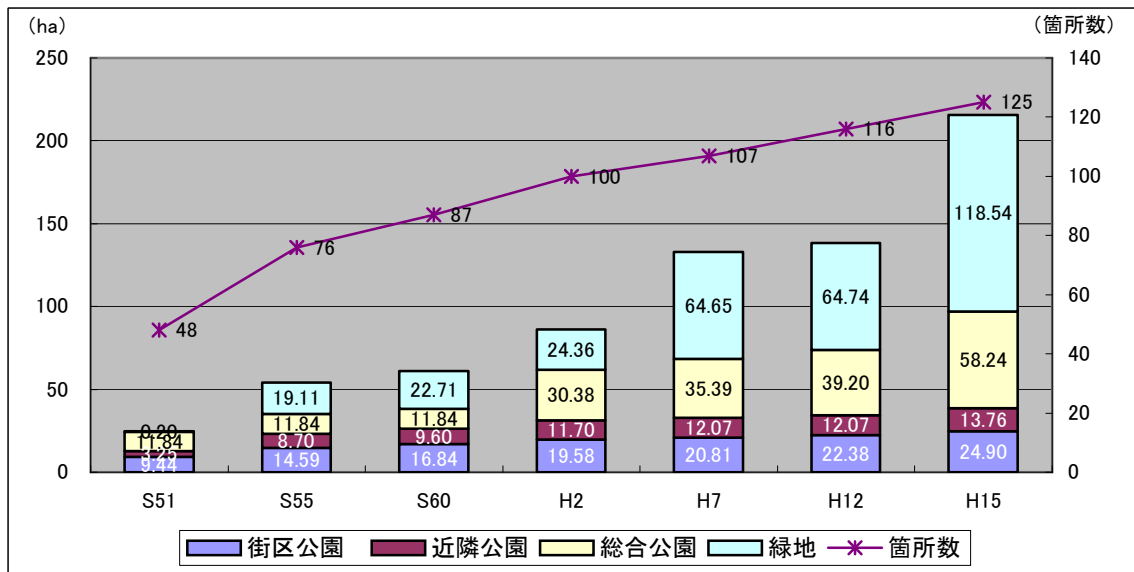
区分	名 称	指定年月日	概 要
国指定	飛島ウミネコ繁殖地	S13.12.14	館岩、百合島、御積島、小赤島、大赤島
県指定	飛島サンゴ類群棲地	S31.11.24	館岩内側、干潮線下幅約 2m、長さ約 35m
	酒田飯森山カブトエビ生息地	S52. 3.28	国内で、山形県だけに生息するヨーロッパカブトエビ
市指定	飛島のムベ自生地	S50. 4.11	県内唯一の産地、日本の北限
	飛島ハイビヤクシン自生地	S50. 4.11	日本の北限
	飛島宮谷のタブ林	S50. 4.11	樹高約 18m、200 余株
	飛島高森神社社叢	S50. 4.11	タブの木樹高約 20m、約 55 株
	飛島荒崎頸部の植物群落	S50. 4.11	暖地系、寒地系の植物が混在
	飛島のトビシマカンゾウ自生地	S50. 4.11	柏木山の南斜面の群生地

資料：酒田市内指定文化財目録ほか

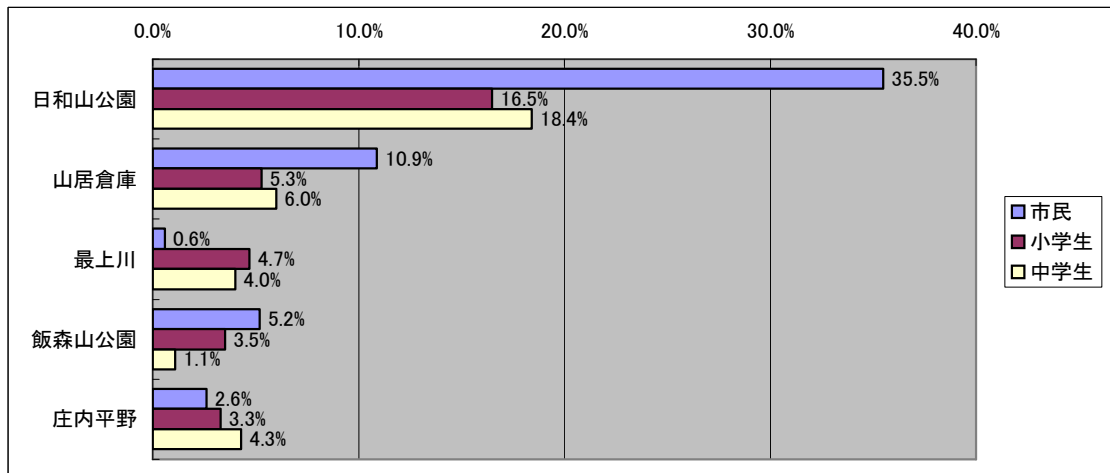
(7) 公園・緑

- ・本市には日和山公園をはじめ、身近な公園、緑地が豊富にあります。
- ・公園、道路等にごみのポイ捨てや犬のフンの放置などがみられます。
- ・市民、企業などのボランティアによる清掃・美化活動も活発になってきています。
- ・アンケートでは、地域の環境について、「公園や街路樹などの身近な緑」が良いと感じているのが、市民 75.3%、小学生 76.4%、中学生 75.4%と、いずれも高い割合になっています。
- ・アンケートでは、残したい（好きな）ところとして「日和山公園」が第1位になっており、その他にも「スワンパーク」「飯森山公園」「公園」があげられています。
- ・地域説明会では、犬、野良猫のフン害に関する意見等が多く出されています。

■公園・緑地面積



■酒田市の残したい（好きな）ところ



資料：環境アンケート調査(H14)

【課題】

- ・本市の豊かな自然環境を市民、事業者、市が協力して保護し、将来に引き継いでいく必要があります。
- ・気象等の変化に伴う身近な環境の変化に注意していく必要があります。
- ・森林は、水資源の涵養や大気の浄化など人の暮らしに重要な関わりを持っており、適切に保護していく必要があります。
- ・庄内砂丘とクロマツ林は、先人が残してくれた貴重な財産であり、適正に保護していく必要があります。
- ・飛島は、山形県唯一の離島であり、特色ある自然環境を保護していくとともに、環境学習の場などとして活用していくことが大切です。
- ・動植物に関する調査を実施し、現状を正確に把握したうえで保護していく必要があります。
- ・各種動植物の愛護に努めるとともに、貴重な動植物については特に大切に守り育てていく必要があります。
- ・市街地に生息する動物の取扱いについて検討していく必要があります。
- ・公園、緑地については、地区ごとのバランスや配置を考慮するとともに、市民の意向を取り入れた特色ある公園、緑地の整備が必要です。
- ・公園、緑地の維持管理については、市民のモラル向上を図り、市民と行政が協力して行っていく必要があります。

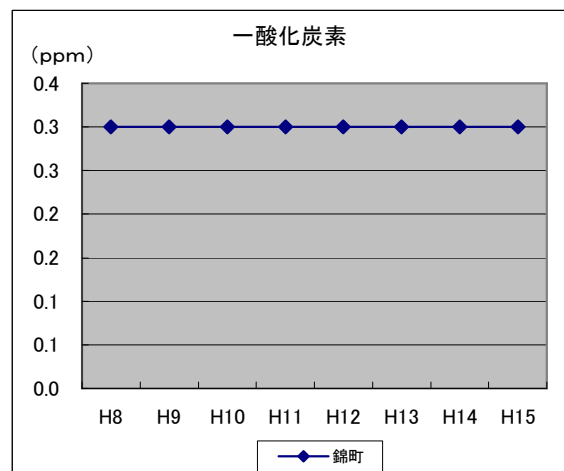
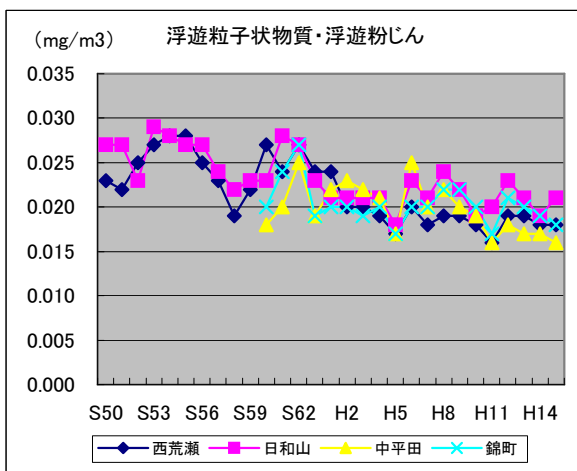
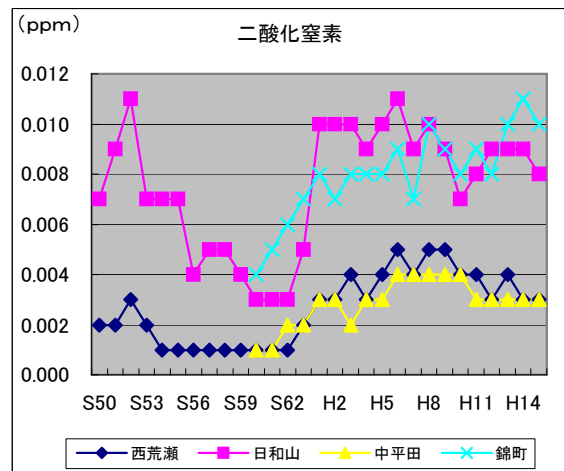
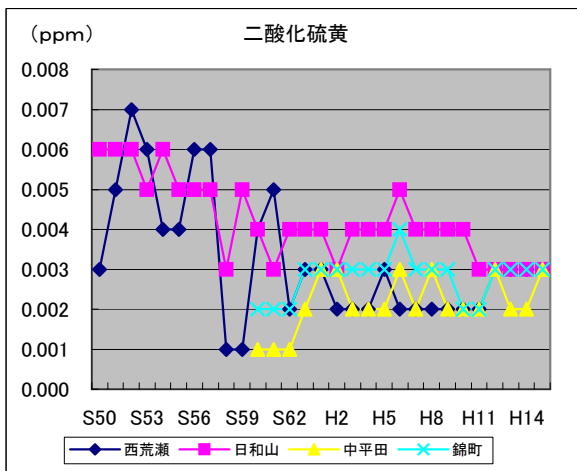
2. 生活環境

【現状】

(1) 大気環境

- ・本市では、大気環境常時監視システムを設置し、自主監視測定を行っています。
- ・大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については環境基準を達成しており、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・近年、黄砂の影響により浮遊粒子状物質が一時的に環境基準を超過する場合があります。
- ・自動車保有台数は年々増加してきており、特に普通乗用車の増加が著しくなっています。
- ・自動車保有台数の増加に伴い、各道路の交通量も多くなり、排気ガスや騒音による環境影響のおそれがあります。
- ・アンケートでは、快適で住みよい環境を確保していく上で最も重要だと考えられるものとして、「大気汚染や悪臭のない空気」と答えた方が市民 68.8%、小学生 50.4%、中学生 57.8%と高い割合になっています。

■大気汚染物質の年平均値の推移

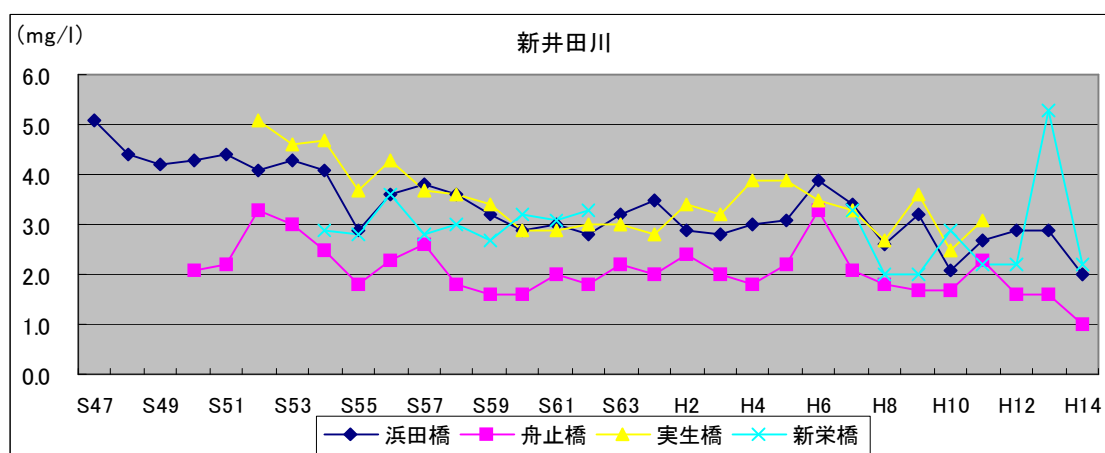
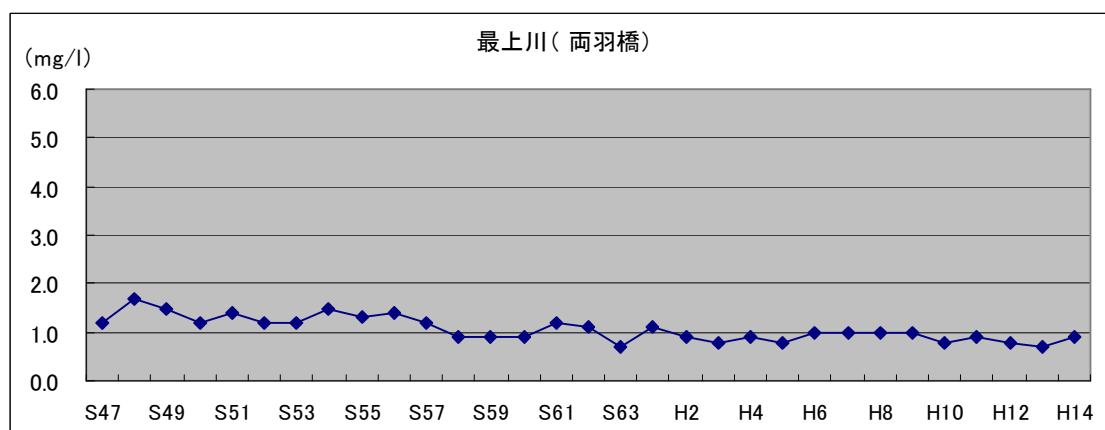


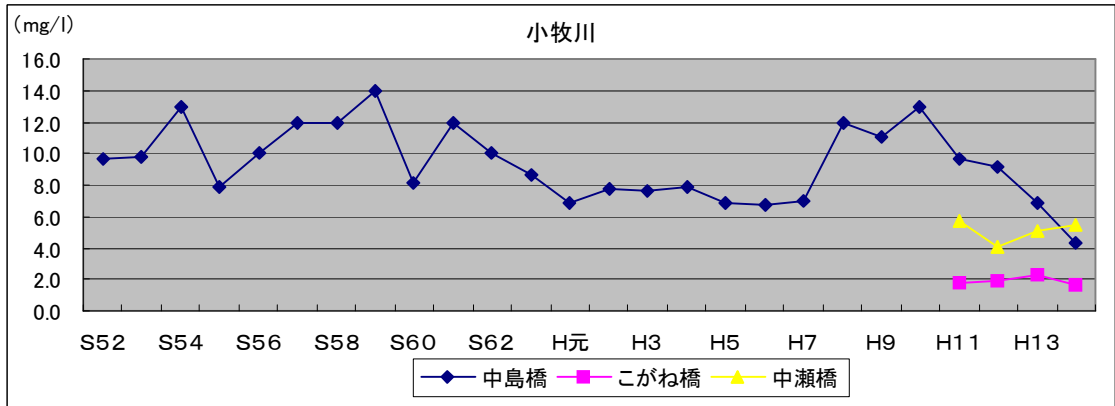
資料：環境衛生課

(2) 水環境

- ・水質は、環境基準の指定がされている河川、海域については環境基準を達成しています。
- ・市街地を流れる新井田川、小牧川の下流における水質がなかなか改善されない状況にあります。特に小牧川については県内でもよごれた川の上に位置しています。
- ・新井田川、小牧川とも生活排水が水質汚濁の主な原因となっています。
- ・海岸や川辺には漂着やポイ捨てなどによるごみの散乱がみられます。
- ・アンケートでは、「近くの川、海、沼などの水質」について良いと答えた方は、市民 22.5%、小学生 9.3%、中学生 13.6%といずれも低い割合になっています。また、快適で住みよい環境を確保していくうえで最も重要だと考えられるものについても、「川、海、沼などの水のきれいさ」という答えが最も多くなっています。
- ・アンケートでは、直したい（嫌いな）ところとして、「海、海岸、港」「川」「最上川」「新井田川」と水環境に関するものが多くなっています。
- ・地域説明会では、水環境に関して多くの意見・要望等があり、「河川の管理・整備」「生活排水処理」「下水道の整備・普及」などについてが主なものです。

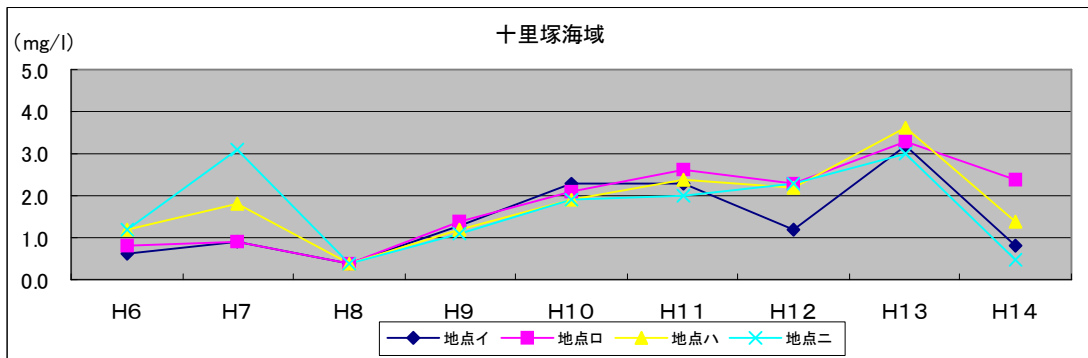
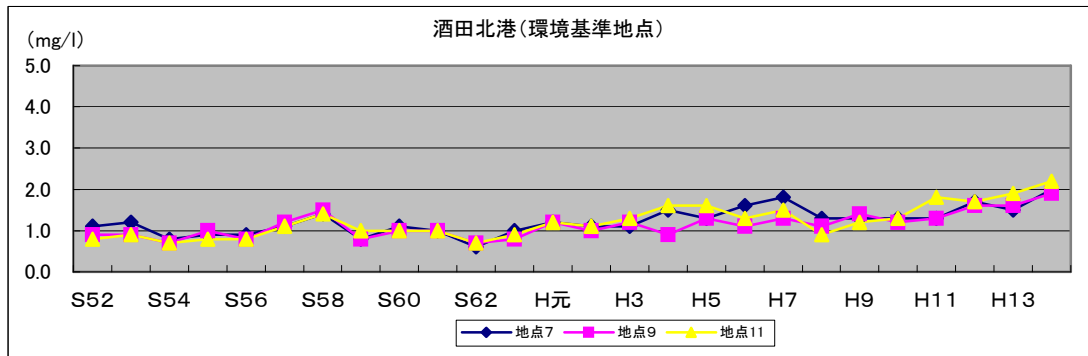
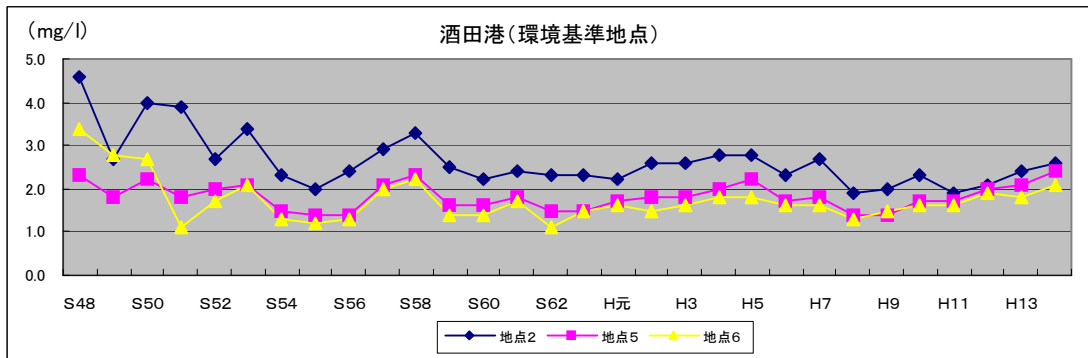
■主な河川の水質（BOD年平均值）の推移





資料：山形県環境白書、環境衛生課

■海域の水質（COD年平均值）の推移

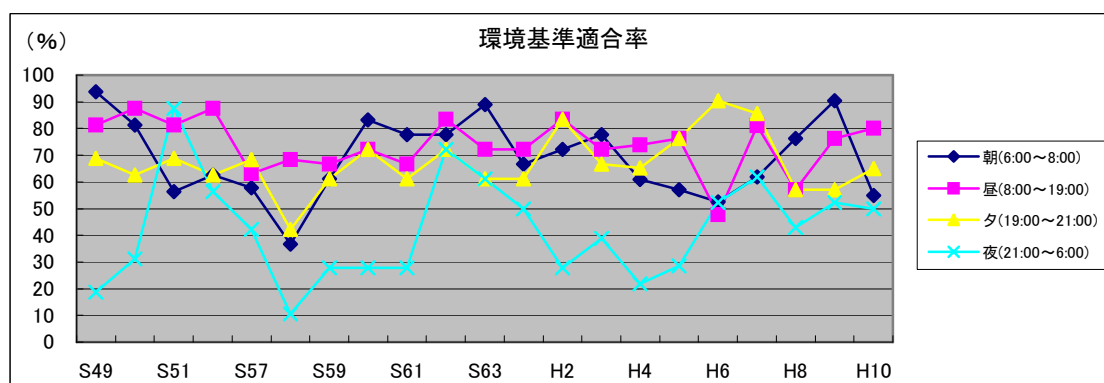


資料：山形県環境白書、環境衛生課

(3) 騒音、振動、悪臭

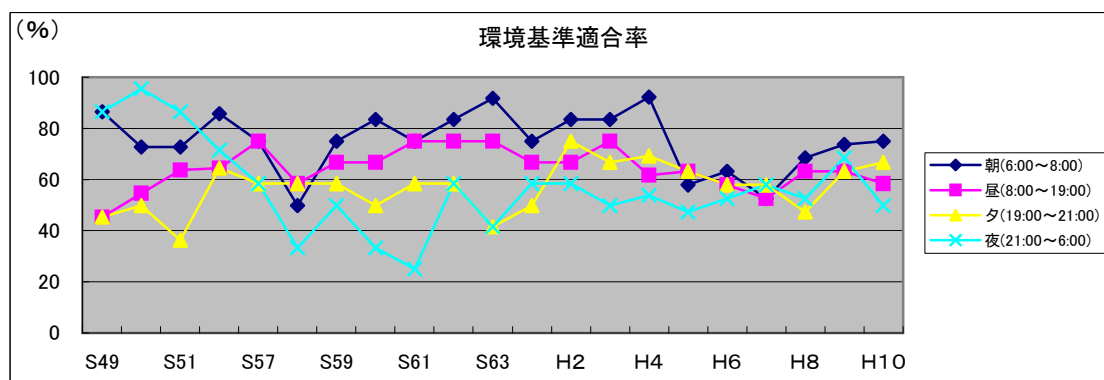
- ・一般環境騒音は夜間の環境基準達成率が低くなっています。
- ・自動車交通騒音は、道路交通量の増加に伴い、幹線道路に面する地点で環境基準が達成されていない状況にあります。
- ・平成 11 年に環境基準が改正され、測定方法、器材等についても見直しが必要となったため、現在測定を休止しています。
- ・騒音、振動に関して、家庭生活によるものなど法規制にかからない苦情が発生しています。
- ・最近の悪臭苦情の傾向をみると、飲食店、焼肉店などのサービス業や日常生活からの臭いに対する苦情が発生しています。

■一般環境騒音 環境基準適合状況



資料：環境衛生課

■自動車交通騒音 環境基準適合状況



資料：環境衛生課

(4) 歴史・文化

- ・長い歴史と伝統により育まれた文化や遺産が保存、伝承されています。
- ・飯森山地区は新しい文化・レクリエーションの拠点として整備が進んでいます。
- ・アンケートでは、残したい（好きな）ところとして、「山居倉庫」「土門拳記念館」「飯森山公園」があげられています。

- ・アンケートでは、快適で住みよい環境を確保していくうえで重要な要素として、「街並みや家並みの美しさ」「歴史・文化的雰囲気」という答えは低い割合になっています。

(5) 景観、アメニティ

- ・港町としての長い歴史、伝統によりはぐくまれた文化、遺産や、まちのイメージを形づくる多くの景観資源があります。
- ・地域説明会では、犬・野良猫のフン害、空地の管理など環境美化・衛生に関する意見・要望等が多く出されています。

■主な歴史・文化、景観拠点

○山居倉庫周辺	○旧燈屋
○本間家旧本邸	○日和山公園周辺
○日吉町料亭街	○飯森山周辺
○本間美術館	○光ヶ丘公園と万里の松原
○最上川河川公園	○寺町周辺

資料：酒田市都市計画マスタープラン

【課題】

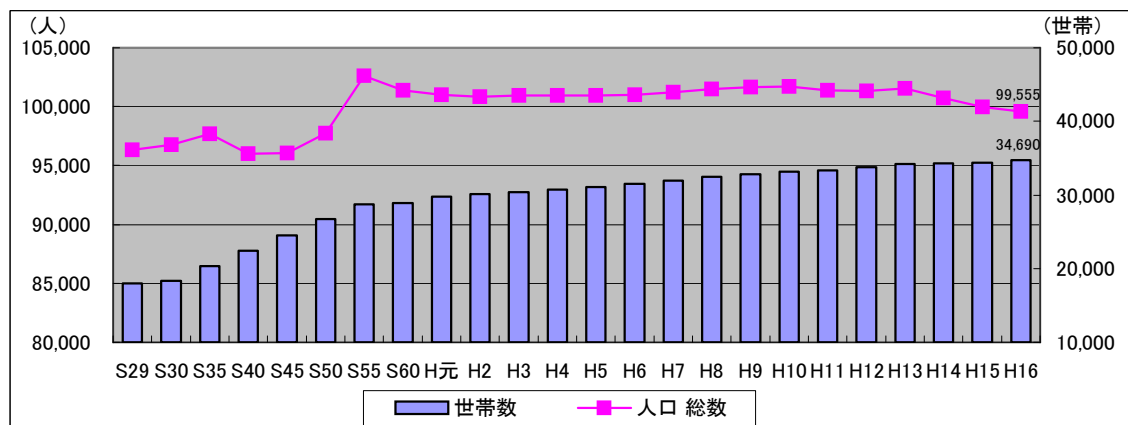
- ・大気環境については、今後も常時監視測定を継続し、良好な大気環境を維持していく必要があります。
- ・黄砂や有害物質など広範囲にわたる大気汚染について、県や他市町村と協議・連携を図りながら対策を講じていく必要があります。
- ・測定結果等について広く情報提供を行い、啓発を図っていくことが必要です。
- ・自動車排気ガスによる大気汚染を防止するため、渋滞対策や公共交通機関の利用促進を図っていく必要があります。
- ・低公害車の導入やアイドリングストップの推進が必要です。
- ・水質の浄化については、公共下水道、農業集落排水、浄化槽など地域の状況に応じた生活排水対策を推進していく必要があります。
- ・水環境については、水質だけでなく生物の生息状況などの調査・観測も実施する必要があります。
- ・騒音、振動については、監視測定を実施し、発生原因に応じた適切な対策を進めていく必要があります。
- ・家庭生活などにおける近隣騒音対策として、啓発活動を推進していく必要があります。
- ・本市の自然、歴史、文化を踏まえた良好な景観づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・歴史・文化資源は市民の貴重な財産であり、保護・保存に努め未来に伝承していく必要があります。

3. 社会・地球環境

【現状】

(1) 人口等

- ・人口はほぼ横ばい又は微減傾向で推移していますが、少子高齢化が進んでいます。
- ・世帯数は年々増加しており、核家族化の進行がうかがえます。
- ・人口は市街地に集中してきており、農村地域の人口が減少しています。



■人口と世帯数の推移

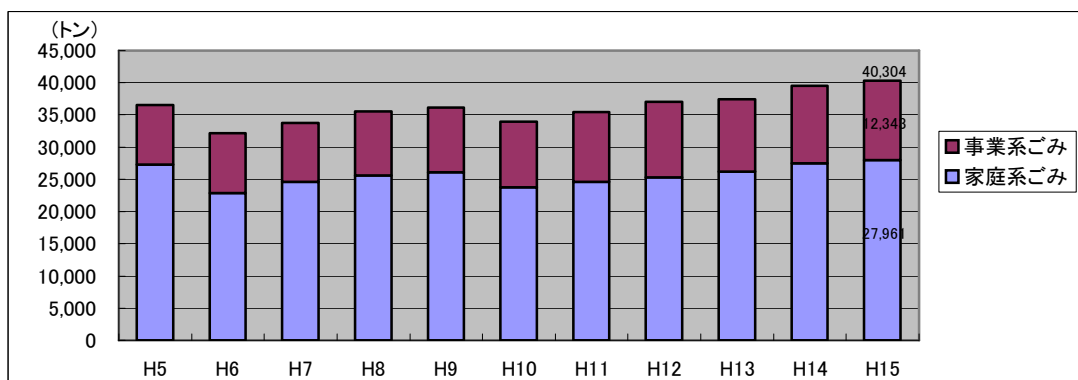
資料：山形県の人口と世帯数

(2) 産業

- ・産業構成（就業人口、生産額）の推移をみると、第1次産業は減少し、第2次産業及び第3次産業は増加しています。
- ・アンケートでは、事業活動が環境に影響を及ぼしていると感じている事業者は約6割を占めています。

(3) 廃棄物

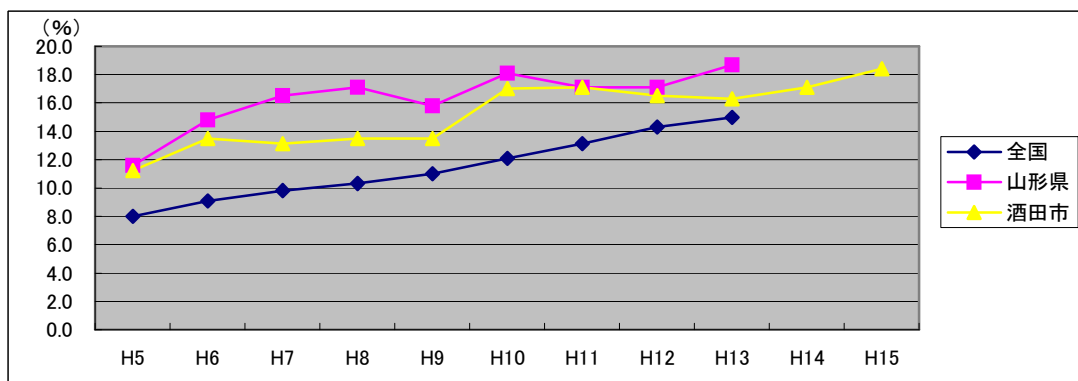
- ・ごみの総排出量、一人あたりの排出量とも増加傾向にあります。
- ・ごみの種類としては、可燃ごみが約88%（平成15年度）を占めており、家庭系、事業系とも増加の傾向にあります。
- ・アンケートでは、市民の約8割の方が「生活ゴミの収集・処理」が良いと感じています。
- ・廃棄物処理法の改正により、焼却に係る規制が強化され自家焼却が困難となったため、ごみの排出量の増加が予想されます。
- ・地域説明会では、ごみの分別、不法投棄、野焼きなど廃棄物に関する意見・要望等が最も多く出されています。



■ごみ処理量の推移

資料：環境衛生課

■リサイクル率の推移



資料：日本の廃棄物、山形県環境白書、環境衛生課

(4) 資源・エネルギー

- ・本市のエネルギーは、石油等の化石燃料に依存しています。
- ・近年、新エネルギーの活用が注目されているが、本市の新エネルギー賦存量は県内でも上位となっています。
- ・本市では、はやくから波力や太陽光などを導入していますが、新エネルギーの活用は十分ではありません。
- ・アンケートでは、石油や石炭等にかわる新しいエネルギーとしては、全体では「太陽熱利用」「風力発電」「廃棄物発電」の順で高くなっています。

(5) 地球環境問題

- ・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題については、地域からの取り組みが社会的な責務となっています。
- ・本市における二酸化炭素（CO₂）の排出量やフロン残存量などについて、まだ把握ができていません。
- ・本市の降水（雪）のpHの年平均値はすべて 5.6 以下となっており、酸性雨（雪）の状況を

呈しています。

- ・アンケートでは、関心のある環境問題として、市民 52.5%、中学生 58.0%が「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題」と答え、最も関心度が高くなっています。さらに、地球環境問題については、市民、小中学生とも約7割近くが「世界的問題の中でも最も優先的に取り組むべき問題である」と答えています。

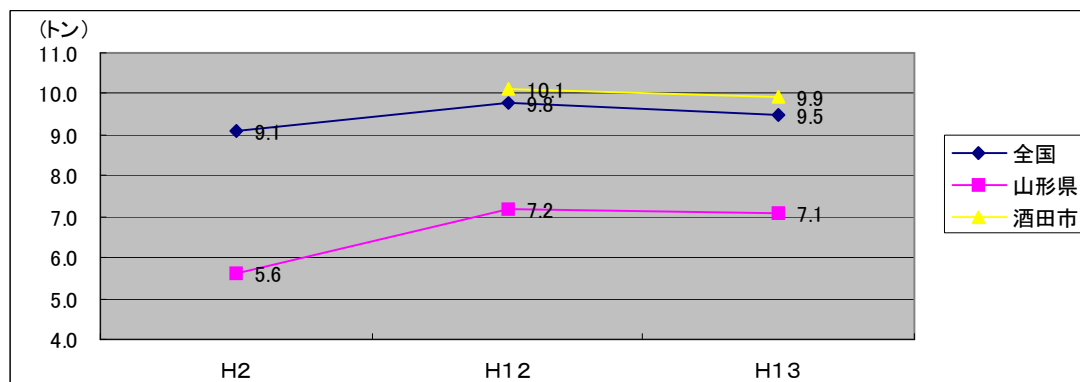
■温室効果ガスの排出量

	温室効果ガス全体			うち二酸化炭素		
	全国(百万t)	山形県(万t)	酒田市(千t)	全国(百万t)	山形県(万t)	酒田市(千t)
平成2年度	1,235.3	833.0		1,122.1	709.2	
平成12年度	1,332.9	1,015.0	1,102	1,238.7	900.4	1,021
平成13年度	1,299.4	992.7	1,079	1,213.7	883.7	1,005

注) 酒田市の排出量は推計値
単位は二酸化炭素換算

資料: 山形県環境白書

■一人当たりの二酸化炭素排出量の推移



注) 酒田市の排出量は推計値
単位は二酸化炭素換算

資料: 山形県環境白書

(6) 環境意識・行動 (アンケート調査結果より)

酒田市環境基本計画の策定にあたり、地域の環境状況や環境問題全般について把握するために一般市民、小学6年生、中学3年生、事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

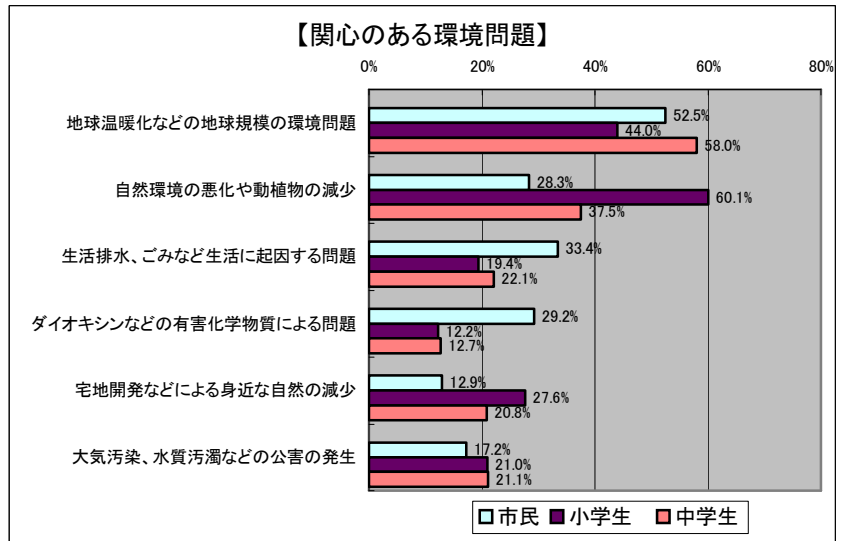
■アンケート実施概要

区分	一般市民	小学生	中学生	事業者
調査時期	平成14年5月23日～7月19日			
調査対象	市内居住者(16歳以上)より無作為抽出	市内小学校の6年生全員	市内中学校の3年生全員	市内の事業者より無作為抽出
対象者数	2,000人	953人	1,067人	300社
調査方法	郵送による	各小学校に依頼	各中学校に依頼	郵送による
有効回答数	667人	919人	1,005人	164社
有効回答率	33.4%	96.4%	94.1%	54.7%

■アンケート調査結果の概要

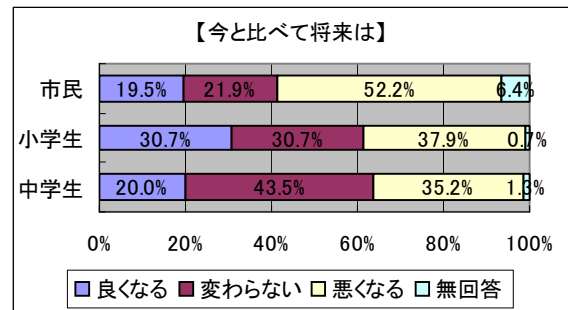
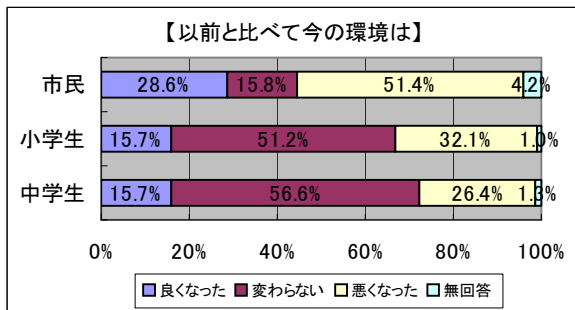
○関心のある環境問題

環境問題への関心の度合いについては、市民では、「地球温暖化などの地球規模の環境問題」「生活排水、ごみなどの生活に起因する問題」「ダイオキシンなどの有害化学物質による問題」の順で高くなっています。小中学生では、「自然環境の悪化や動植物の減少」が上位をしめています。



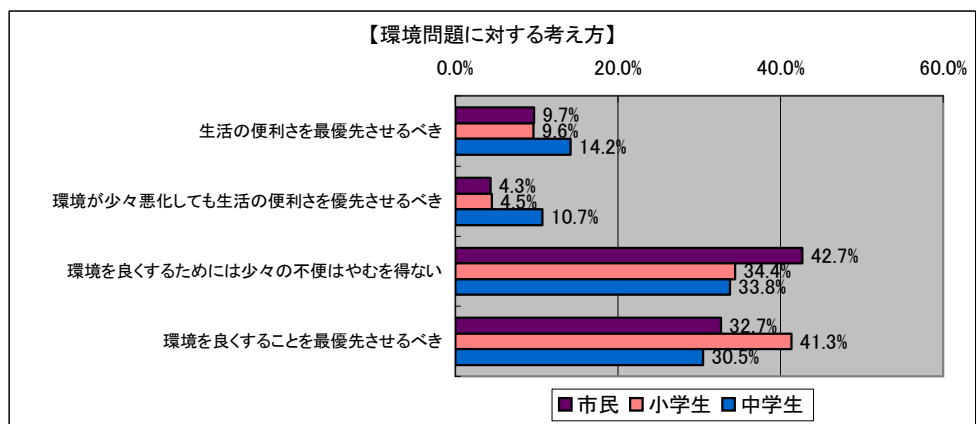
○身近な環境の変化

居住地域の環境について、以前と比べて市民は51.4%が「悪くなった」と感じており、小中学生は「変わらない」が過半数をしめています。一方将来の環境については、市民は52.2%が「悪くなる」と感じています。



○環境問題に対する考え方

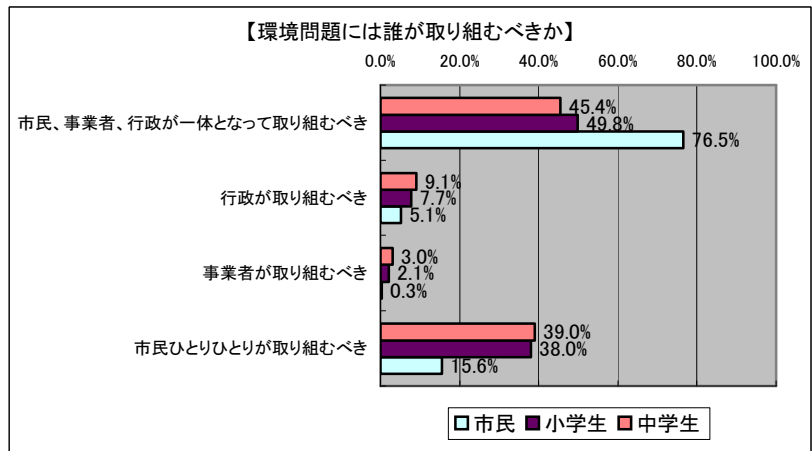
「環境を良くすることを最優先させるべき」「環境を良くするためには生活が少々不便になってもやむを得ない」という考え方を、市民は75.4%、小学生は75.7%、中学生は64.3%と、多くの方が賛成しており、環境保全についての意識が高いことを



示しています。

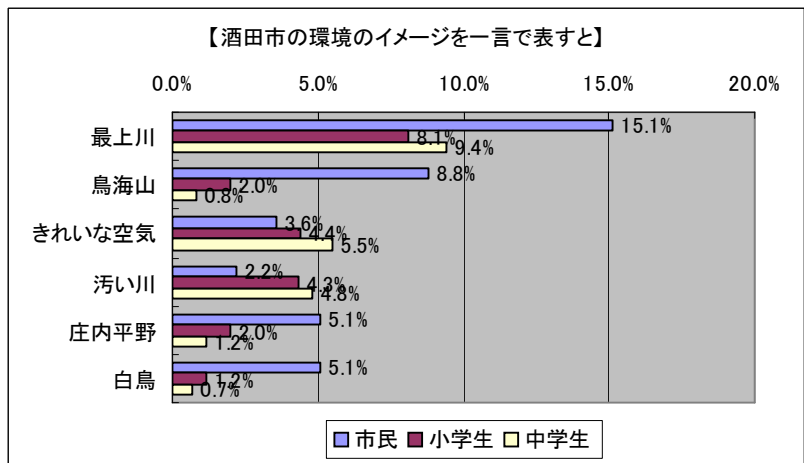
○環境問題には誰が取り組むべきか

市民については、76.5%が「市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき」と考えています。小中学生でもこの考え方が1位となっていますが、「市民ひとりひとりが取り組むべき」であるという考えの方も多くみられます。



○酒田市の環境のイメージは

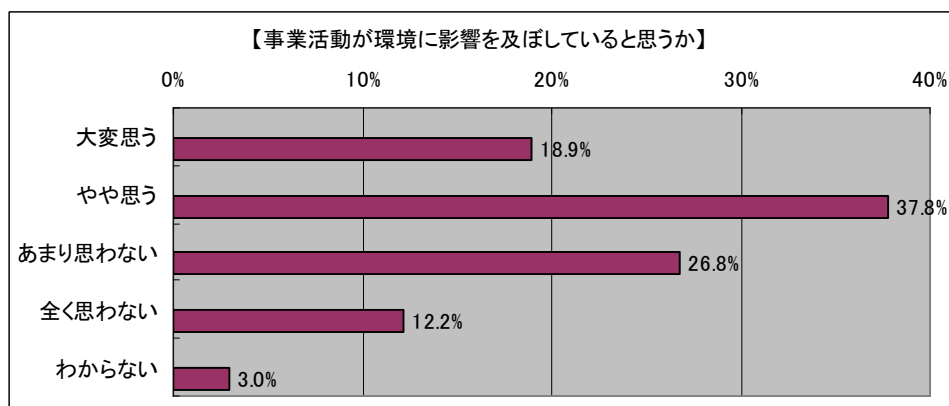
様々な思いの多くの回答がありました。市民は「最上川」「鳥海山」「白鳥」「庄内平野」、小学生は「最上川」「きれいな空気」「汚い川」、中学生は「最上川」「きれいな空気」「汚い川」という順になっています。

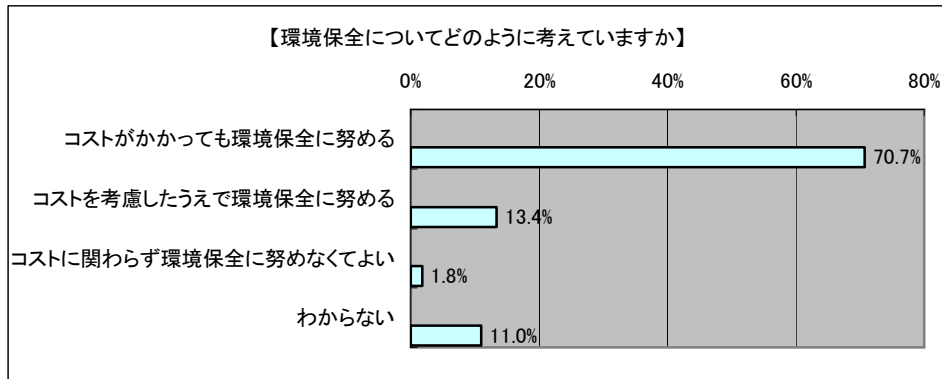


○事業活動と環境

6割近くの企業が、事業活動が環境に影響を及ぼしていると思っており、環境保全に対する取り組みについても「環境保全に努めなくともよい」と考えているのは僅か1.8%であり、環境についての意識の高さが伺えます。

しかし、他の質問で、環境保全対策を講じるうえで「特に障害はない」と答えているのは28.0%だけであり、多くの企業では具体的取り組みを進めるためには課題も多いことが伺われます。





○自由意見

自由意見欄にも数多くの意見が寄せられました。このことから環境問題に対する関心の高さが伺えます。傾向としては水環境（海、川、生活排水等）やごみ・リサイクル問題などに関する意見が多くなっています。具体的な意見としては「川、港、公園など汚れている」「ごみ出しのルールが守られていない」といったものから「下水道などの生活排水対策を進めてほしい」「自然と触れ合う場所、施設を整備してほしい」などの行政に対するものや、「犬、猫のフンが放置されている」「空き缶、タバコなどのポイ捨てが多い」など市民のモラルに関するものがありました。

◇自由意見回答数ベスト10（市民）

1	水環境（海、川、生活排水等）	48
2	ごみ・リサイクル問題	35
3	環境全般	33
4	ポイ捨て、不法投棄	31
5	市民の意識、行動	29
6	公園、緑地、緑	28
6	道路、街灯	28
8	行政の施策、取組み	26
8	自然の保護、整備、活用	26
10	犬、ねこなどのフン	24

また、「環境問題は市民ひとりひとりの意識、日常生活が大切」「環境問題は人類の存続にかかわるもの」など環境全般にわたる前向きな意見も多く寄せられています。

【課題】

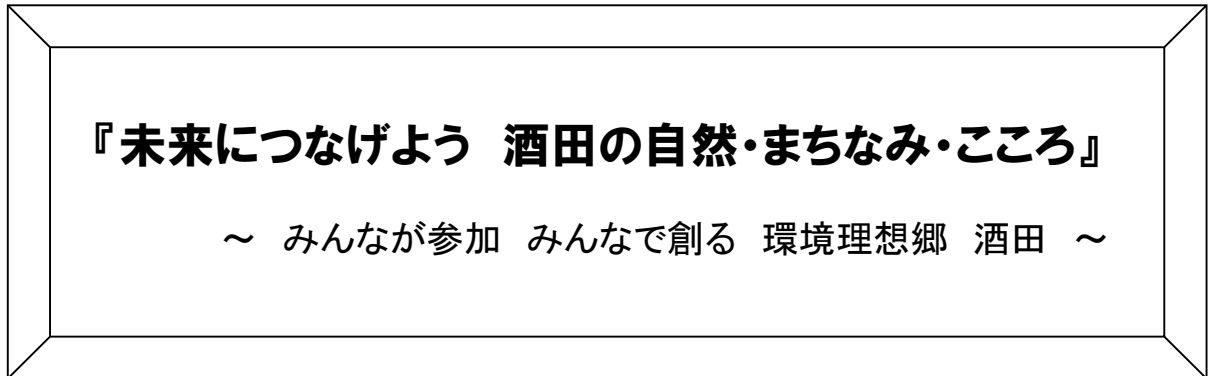
- ・ 少子高齢化や核家族化、地域の現況などに対応した住みよい環境づくりが必要です。
- ・ 開発と自然保護との調和を図った土地利用が必要です。
- ・ 空地等の未利用地については、周辺の環境や景観に配慮した適正な管理が必要です。
- ・ 産業構造の変化に対応し、産業界が一体となった環境保全の取組みが必要です。
- ・ 事業所が協力・連携して、環境保全対策を効率的に推進していく必要があります。
- ・ 事業所に対する情報提供や協力・支援体制を整備していく必要があります。
- ・ 廃棄物については、市民、事業者などすべての者がごみの減量化・リサイクルに取り組む仕組みと啓発を進めていく必要があります。
- ・ 水の循環利用や省エネ機器の導入等により、限りある資源・エネルギーの有効活用を図っていく必要があります。

- ・太陽光や風力など未利用の自然エネルギーの活用を促進していく必要があります。
- ・地球環境問題は、市民、事業者、行政の連携・協力による足元からの取組みが必要です。
- ・地球環境問題の本市における影響等について、調査・研究を推進し、現況の把握に努めたうえで、市民に正確な情報を提供していく必要があります。
- ・多くの市民や事業者の環境保全活動への参加を促すため、活動の場の創出や働きかけなどが必要です。
- ・市民や事業者の環境意識を更に高め、具体的な環境活動に発展させていくため、環境教育・学習や啓発活動を推進していく必要があります。
- ・市民の意見・要望等を汲み上げ、環境施策に繁栄していくためのシステムづくりが必要です。

第3. 計画の目標

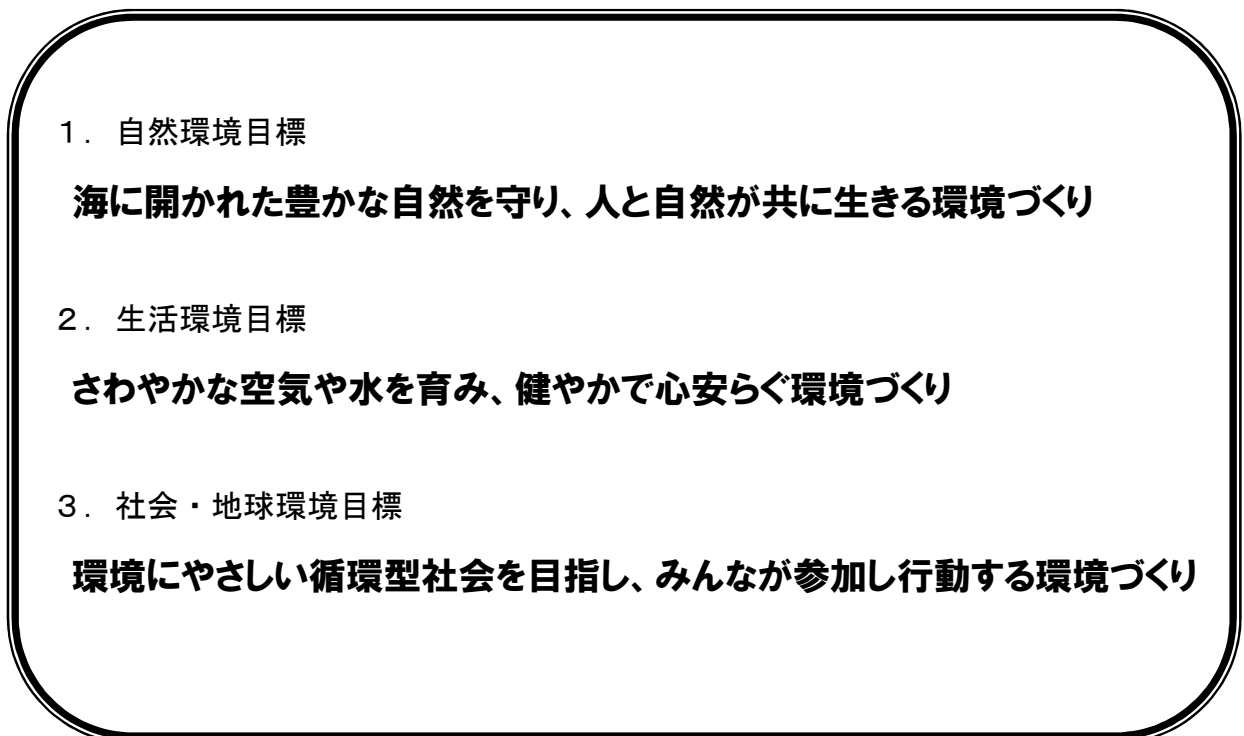
1. めざす環境像

酒田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、長期的視点にたった本市のめざす環境像を次のように定めます。



2. 基本目標

めざす環境像の実現に向けて、対象とする3つの環境分野ごとの基本目標を次のように定めます。

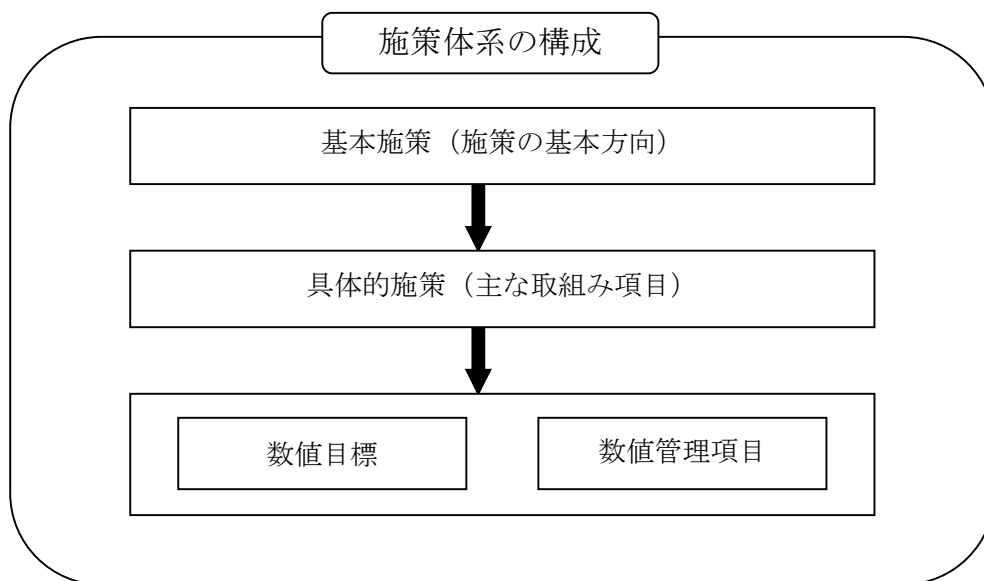


第4. 施策の展開

1. 施策の体系

本市のめざす環境像「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ ～みんなが参加 みんなで創る 環境理想郷 酒田～」を実現するために、自然環境、生活環境、社会・地球環境という要素ごとの基本目標を設定しました。

ここでは、これらの基本目標に基づいて、酒田市（行政）が取り組むべき具体的な環境施策を整理します。

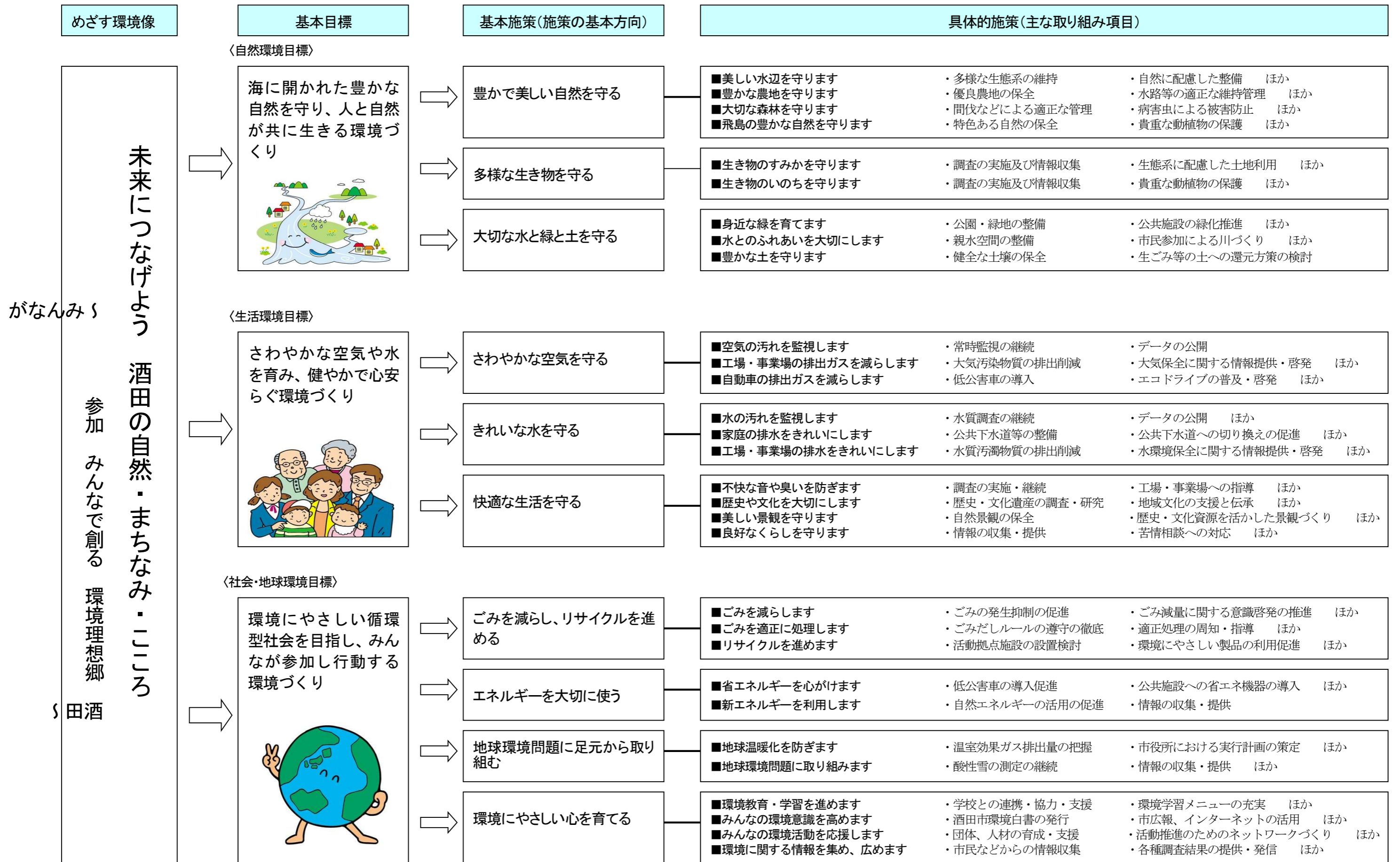


基本施策	設定した3つの基本目標（自然環境目標、生活環境目標、社会・地球環境目標）を実現するため、施策の基本方向を明らかにします。
具体的施策	設定した基本施策に基づいて取り組みを行っていく、より具体的な施策を示します。
数値目標	各種施策の実施により得られる成果について、可能な限り数値目標を設定し、達成を目指します。
数値管理項目	環境の状況や各種施策の進捗状況を把握するため、これらの動向を数値で確認する項目を設定します。

※ 数値目標及び数値管理項目については、可能な限り環境マップを作成して、進捗状況等を表していきます。

■施策の体系

3つの基本目標の達成に向けて、次のような体系に基づいて施策を推進します。



2. 自然環境目標の達成に向けて

基本目標 I 自然環境目標

海に開かれた豊かな自然を守り、人と自然が共に生きる環境づくり

(1) 豊かで美しい自然を守る。

(具体的施策)

■美しい水辺を守ります。

- 海、河川、沼などは、多様な生態系を形成しており、自然のままの状態を維持できるよう努めます。
- 河川改修にあたっては、多自然型工法による護岸工事など、自然環境に配慮した整備に努めます。
- 市民やボランティアなどによる清掃・美化や水質浄化活動の支援を行います。

■豊かな農地を守ります。

- 災害の防止など、公益的機能を持つ優良農地及び砂丘地の地形の保全に努めます。
- 農村の水路、ため池などは、水環境や生態系の保全のために重要な役割を持っており、適正な維持管理に努めます。
- 農薬の低減や有機栽培・特別栽培など、環境にやさしい農業の推進を図ります。

■大切な森林を守ります。

- 水源の涵養、飛砂の防止など森林の持つ公益的機能を維持するため、下刈、間伐などによる適正な管理を進めます。
- 関係機関と連携し、松くい虫などの病害虫による被害の拡大を防止します。
- 森林浴やレクリエーションの場、健康に対する役割など、森林の多面的機能を活かした整備を図ります。
- 市民やボランティアなどによる清掃・美化などの森林整備活動に支援を行います。

■飛島の豊かな自然を守ります。

- 県内唯一の離島であり、特色ある自然環境を守ります。
- 天然記念物など多くの貴重な動植物の保護に努めます。
- 自然体験事業の実施など環境学習の場としての活用を図ります。

(2) 多様な生き物を守る。

(具体的施策)

■生き物のすみかを守ります。

- 生育・生息環境の現況を把握するため、調査・情報収集に努めます。
- 地域の自然環境や生態系に配慮した適正な土地利用を進めます。
- ホテルやイトヨなどの生き物が戻ってくるような環境の再生を図ります。

●生態系に影響を及ぼす外来種などの移入防止に努めます。

■生き物のいのちを守ります。

●動植物の現況を把握するため、調査・情報収集に努めます。

●貴重な動植物の採取防止・保護策などについて検討を行います。

●人と野生動物との共生を図るための方策について検討を行います。

(3) 大切な水と緑と土を守る。

(具体的施策)

■身近な緑を育てます。

●公園・緑地については、適正な配置に努めながら、計画的な整備を行います。

●道路、公園や公共施設などの緑化を推進します。

●緑化思想の向上を図るとともに、住宅地における生垣の設置や美化サポーターなどのアダプトプログラムなどを推進します。

■水とのふれあいを大切にします。

●酒田港や海水浴場などの海岸、海浜や新井田川の川沿い、最上川河川敷など、市民が身近に水とふれあえる親水空間の整備を図ります。

●新井田川、小牧川など、市民参加による川づくりを推進します。

●水とふれあうためのイベントや啓発活動などを行います。

■豊かな土を守ります。

●生き物や水と緑をささえる健全な土壌の保全・育成に努めます。

●生ごみや剪定枝を土に還す方策について検討します。

【数値目標】

項目	内容	現状	達成目標
身近な河川の水生生物	生息種	平成 15 年度 新井田川 ・魚類 10 種 小牧川 ・魚類 8 種	生息種の増加
身近な生き物の状況	認識度（市民アンケートより）	平成 14 年度 「見かけない」と回答した人の割合 ・イトヨ 82.0% ・メダカ 76.8% ・ホタル 75.6%	認識度の向上（「見かけない」という回答割合の減少）

【数値管理項目】

項 目	内 容	現 状
河川の自然護岸	箇所数、延長距離	・日向川 多自然型川づくり事業
自然海岸	延長距離	平成 5 年度（第 4 回自然環境保全基礎調査） ・延長距離 24.83 k m
農地	種別、面積	平成 12 年 耕地面積（農林業センサス） ・田 7,125ha ・畑 802ha ・樹園地 205ha
農薬	種類、使用量	平成 15 年度 酒田市管内農薬航空散布実績 ・水稻 殺菌剤 3 種類 延べ散布面積 13,803ha 散布量 10,775 l 殺虫剤 3 種類 延べ散布面積 14,221ha 散布量 8,087 l ・大豆 殺菌剤 1 種類 延べ散布面積 568ha 散布量 720 l 殺虫剤 3 種類 延べ散布面積 1,060ha 散布量 732 l
森林	種別、面積	平成 12 年 保有形態別森林面積（庄内国有林の地域別の森林計画書、庄内地域森林計画） ・国有林 人工林 281ha 天然林 211ha その他 107ha 計 599ha ・民有林 人工林 720ha 天然林 925ha その他 240ha 計 1,885ha
砂利採取	箇所数、面積、採取量、利用状況	平成 14 年度 ・年間砂利採取量 534,698m ³ ・総砂利採取量 28,409,660m ³
庄内砂丘林	距離、面積	酒田市域 ・距離 19km ・面積 1,404ha
清掃美化活動	活動件数、参加人数	平成 16 年度 緑化美化ボランティア活動実績 ・活動件数 15 件 ・参加人数 4,091 人
自然体験事業	実施回数、参加人数	平成 16 年度 市事業 ・事業数 12 事業 ・参加人数 595 人 地区公民館事業 ・実施地区数 13 地区 ・事業数 26 事業

		学校事業 ・実施校数 小学校 21校 中学校 2校
ホタル、イトヨ	生息状況	レッドデータブックやまがた (2003) ・ホタル 「準絶滅危惧」に該当 酒田市に生息・分布 ・イトヨ 「絶滅危惧 I B 類」に該当 酒田市に生息・分布
白鳥	飛来数	平成 15 年度 ・飛来数 9,550 羽 (最上川スワンパーク)
貴重な動植物	生息・生育状況	動物 ・国県指定天然記念物 3件 ・希少昆虫 46 種(レッドデータブックやまがた (2003) 指定種) 植物 ・特定植物群落 4件 ・市指定天然記念物 6件
身近な河川の水生生物	生息地点、種類、数	平成 15 年度 魚類調査 新井田川 (鶴田橋付近) ・魚種 10 種類 ・捕獲数 82 匹 小牧川 (亀ヶ崎七丁目公園付近) ・魚種 8 種類 ・捕獲数 24 匹
公園・緑地	箇所数、総面積、一人当たりの面積	平成 15 年度末現在 都市公園 ・箇所数 125 ヶ所 ・面積 215.44ha ・1人当たりの面積 24.48 m ² (都市計画区域内人口1人当たり) 農村公園 ・箇所数 21 ヶ所 ・面積 30.852 m ²
美化サポーター	活動団体、活動人数	平成 16 年 10 月現在 美化サポーター一覧 ・活動団体 61 団体 ・活動人数 2,793 人
保存樹	樹種、指定本数	平成 16 年 4 月 1 日現在 保存樹指定状況 ・単木 134 本 ・樹林 1 ヶ所 (39 本)
親水公園	箇所数、面積	平成 16 年度末現在 ・最上川下流緑地 62.74ha ・港南公園 0.26ha ・東両羽公園 0.45ha

注) この計画において、親水公園とは水に親しむ機能を持った公園をいう。

3. 生活環境目標の達成に向けて

基本目標 II 生活環境目標

さわやかな空気や水を育み、健やかで心安らぐ環境づくり

(1) さわやかな空気を守る。

(具体的施策)

■空気の汚れを監視します。

- 大気環境監視システムによる常時監視を継続し、大気環境の把握に努めます。
- 市広報誌、ホームページなどにより、データを広く公開します。

■工場・事業所の排出ガスを減らします。

- 工場・事業場に対して、必要に応じて環境保全協定を締結するなど、大気汚染物質の排出削減を求めます。
- 工場・事業場に対して、大気環境の保全に関する情報提供・啓発を行います。
- ごみの野焼きなど不適正な焼却を行わないよう指導・啓発に努めます。
- 排出ガスが出ない太陽光や風力などの自然エネルギーの活用を促進します。

■自動車の排出ガスを減らします。

- 環境にやさしい低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を促進します。
- 環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。
- バス・鉄道など公共交通機関の利用を促進します。
- 排出ガスが出ない自転車利用について普及・啓発に努めます。

(2) きれいな水を守る。

(具体的施策)

■水の汚れを監視します。

- 河川や海域の水質などの調査を継続し、水環境の把握に努めます。
- 市広報誌、ホームページなどにより、データを広く公開します。
- 新井田川、小牧川の浄化対策について、調査・研究を行います。

■家庭の排水をきれいにします。

- 公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 水洗化に対する融資あっせんなどにより、公共下水道への早期切り換えを促進します。
- 家庭でできる生活排水対策について啓発に努めます。

■工場・事業場の排水をきれいにします。

- 工場・事業場に対して、必要に応じて環境保全協定を締結するなど、水質汚濁物質の排出削減を求めます。

- 工場・事業場に対して、水環境の保全に関する情報提供・啓発を行います。
- 油漏れなどの水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害拡大の防止に努めます。

(3) 快適な生活を守る。

(具体的施策)

■不快な音や臭いを防ぎます。

- 騒音・振動、悪臭の測定機器等の充実を図り、定期的に測定を行います。
- 工場・事業場に対して、法令の遵守等の指導・周知を行います。
- 市民に対して、日常生活における騒音・振動、悪臭を防止するための啓発に努めます。

■歴史や文化を大切にします。

- 歴史・文化遺産の調査・研究を進め、保存や整備について検討を行います。
- 民俗芸能や伝統技術など地域文化の支援と伝承を図ります。
- 市民の自主的な文化活動を推進するため、観賞や発表などの機会の充実を図ります。
- 芸術・文化施設の整備推進や事業の充実を図ります。

■美しい景観を守ります。

- 日本海、最上川、鳥海山、庄内平野など本市のイメージを形成している自然景観を保全します。
- 山居倉庫、日和山公園など本市の歴史・文化資源を活かした景観づくりを進めます。
- 周辺環境や眺望景観などに配慮した公共施設の整備を図ります。
- まちなみ景観の向上を図るため、電線の地中化など景観を損なうものの改善に努めます。

■良好な暮らしを守ります。

- ダイオキシン類、環境ホルモンなどの化学物質について、情報の収集・提供に努めます。
- 生活環境に関する苦情に対しては、適切かつ迅速に対応します。
- 日照障害、電波障害、光害などの生活環境に関係する問題について、情報を収集し、対策を検討します。
- 日本の音風景 100 選に認定された「最上川河口の白鳥」をはじめ、いい音、いいかおりの発見・保全に努めます。

【数値目標】

項目	内容(※1)	現状	達成目標
大気		平成 15 年度	
二酸化硫黄	2%除外値 (ppm)	0.002~0.006	環境基準(※2)達成
二酸化窒素	98%除外値 (ppm)	0.007~0.022	環境基準(※3)達成
浮遊粒子状物質	2%除外値 (mg/m ³)	0.038~0.051	環境基準(※4)達成

一酸化炭素	2%除外値 (ppm)	0.5	環境基準(※5)達成
光化学オキシダント	1時間最高値 (ppm)	0.096	環境基準(※6)達成
水質 (身近な都市河川)		平成 14 年度 (※7)	
新井田川 (浜田橋)	BOD75%値(mg/l)	2.1	2 mg/l 以下
小牧川 (中島橋)	BOD75%値(mg/l)	4.3	3 mg/l 以下

※1・2%除外値とは、機械的要因や測定時の特殊事情による異常データの混入を防ぐため、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除いた値をいい、98%値とは測定値の低いほうから98%に相当する値をいう。

・1時間最高値とは、1時間毎に記録されるデータのうち、年間を通して最高であった値をいう。

・75%値とは、年間の日間平均値 (y 個) を値の小さい順に並べたとき、(0.75×y) 番目の値をいう。

※2 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

※3 1時間値の1日平均値が0.06ppm以下

※4 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下

※5 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下

※6 1時間値が0.06ppm以下

※7 平成15年度については欠測

【数値管理項目】

項 目	内 容	現 状
大気	調査地点、調査結果	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> 調査地点 市 4 測定局 県 3 測定局 調査結果 環境基準一部未達成 (光化学オキシダント)
水質	調査地点、調査結果	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> 調査地点 河川 市 京田川、新井田川、小牧川、日向川、矢流川 県 最上川、赤川、京田川、新井田川、小牧川、日向川 海域 市 酒田北港 5 地点、十里塚 4 地点 県 酒田港 6 地点 調査結果 環境基準一部未達成 (COD 酒田港 2 地点)
生活排水処理	普及率、水洗化率	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道 普及率 50.5% 水洗化率 81.9% 農業集落排水 普及率 5.6% 水洗化率 59.4% 合併浄化槽 普及率 0.9% 水洗化率 96.6%
騒音	調査地点、調査結果	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> 調査地点 市 一般環境騒音(休止中) 県 自動車騒音 9 区間 環境基準一部未達成(自動車騒音 4 区間)
振動	調査地点、調査結果	測定未実施
悪臭	調査地点、調査結果	測定未実施

公害苦情	件数、内容	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・総件数 88 件 ・種類別 大気 25 件、水質汚濁 7 件、騒音 14 件、振動 1 件、悪臭 18 件、その他 23 件 ・発生源別 製造業 10 件、建築土木 11 件、農業 2 件、商店飲食店 2 件、家庭生活 39 件、空地 7 件、その他 17 件
環境保全協定	協定数、内容	平成 15 年度末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・協定総数 13 件 ・業種別 化学 4 件、非鉄金属 2 件、金属 1 件、機械 1 件、電気供給 1 件、産廃処理 2 件、ゴルフクラブ製造 1 件、ゴルフ場 1 件
発生源立入調査	件数、調査結果	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・立入事業所 大気関係 5 事業所 水質関係 10 事業所 ・立入回数 大気関係 年 1 回 水質関係 年 4～6 回 ・調査結果 大気関係 異状なし 水質関係 2 事業所で協定値超過 4 件
文化財	登録数	平成 16 年 9 月 30 日現在 <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 8 件 ・県指定文化財 57 件 ・市指定文化財 242 件 ・国登録文化財 3 件 ・国選択文化財 1 件
芸術・文化施設	施設数、利用者数	平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・土門拳記念館 入館者数 58,143 人 ・酒田市美術館 入館者数 62,645 人 市民ギャラリー利用状況 22 団体 24,221 人 ・市民会館 使用回数 386 回 参集人数 85,395 人
景観指定区域・地区計画区域	区域数、面積	平成 15 年度末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・景観指定区域 区域数 0 ・地区計画区域 区域数 6 地区 面積 160.3ha
電線地中化	箇所数、延長距離	平成 15 年度末現在 <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 2 箇所 ・延長距離 470m

4. 社会・地球環境目標の達成に向けて

基本目標 III 社会・地球環境目標

環境にやさしい循環型社会を目指し、みんなが参加し行動する環境づくり

(1) ごみを減らし、リサイクルを進める。

(具体的施策)

■ごみを減らします。

- 簡易包装や買い物袋モテモテ運動などを推進し、ごみの発生抑制を促進します。
- 市広報、ごみだし情報などにより、ごみの減量に関する意識の啓発に努めます。
- 自治会、子供会、婦人会などと連携し、集団資源回収を推進します。
- 生ごみ処理機の普及に努めます。

■ごみを適正に処理します。

- ごみの分別など、ごみ出しルールの遵守について徹底を図ります。
- ごみの野焼きなどの不適正な処理をしないよう、法令等の周知・指導を図ります。
- 不法投棄監視員、不法投棄通報ネットワークなどと連携し、不法投棄の防止・早期発見に努めます。
- ポイ捨てや犬の糞の放置を防止するため、啓発に努めます。

■リサイクルを進めます。

- リサイクル活動の拠点となる施設の設置について検討を行います。
- エコマーク商品などの環境にやさしい製品の購入の促進・啓発に努めます。
- 資源回収を実施している自治会、子供会などへの支援に努めます。
- 粗大ゴミのリサイクルについて調査・検討を行います。
- リサイクルポートの推進、発展に向けて、市民、事業者への周知、啓発に努めます。

(2) エネルギーを大切に使う。

(具体的施策)

■省エネルギーを心がけます。

- 環境にやさしい低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を促進します。
- 公共施設の整備にあたっては、省エネ型の施設・機器の導入に努めます。
- 省エネ型の意識と活動について、普及・啓発に努めます。

■新エネルギーを利用します。

- 太陽光・熱、風力など自然エネルギーの活用を促進します。
- 新エネルギーの活用に関する情報の収集・提供に努めます。

(3) 地球環境問題に足元から取り組む。

(具体的施策)

■地球温暖化を防ぎます。

- 酒田市における温室効果ガス排出量の実態把握について、調査・検討を行います。
- 市自らの地球温暖化対策に係る実行計画を策定し、市の施設からの温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 温室効果ガスの排出削減の普及・啓発に努めます。
- 地球温暖化に関する情報の収集・提供に努めます。

■地球環境問題に取り組みます。

- 酸性雨（雪）の測定を継続します。
- オゾン層の保護、酸性雨など地球環境問題に関する情報の収集・提供に努めます。
- 国や県などと連携・協力し、広域的な取り組みを推進します。

(4) 環境にやさしい心を育てる。

(具体的施策)

■環境教育・学習を進めます。

- 学校と連携・協力し、「総合学習」の時間や子どもエコクラブなどを活用して、環境教育の充実に努めます。
- 学校における環境保全やボランティア活動に対して協力・支援を行います。
- 出前講座を継続するなど、環境学習の充実に努めます。
- 身近な環境調査や体験学習など環境学習の実態や方法について、調査・検討を行います。
- 環境学習に関する資機材、資料などの整備を進め、貸し出しを行います。

■みんなの環境意識を高めます。

- 酒田市の環境データなどをまとめた「酒田市環境白書」(仮称)の発行・配布を行います。
- 市広報やインターネットなどを通じて、環境保全意識の啓発に努めます。
- 環境活動を行っている団体・個人に対して表彰を行い、その活動を広く紹介します。
- 事業所に対する環境保全意識の啓発に努めるとともに、すぐれた取り組みを行っている事業所の公表に努めます。

■みんなの環境活動を応援します。

- 環境保全活動を行う団体などの育成・支援に努めます。
- 環境保全活動の指導・協力を行う人材の育成に努めます。
- 市民、団体、事業者などが連携・協力して環境保全活動を行うためのネットワークづくりに努めます。
- 環境家計簿など、市民が取り組みやすい環境保全活動に関する情報の収集・提供を行います。

■環境に関する情報を集め、広めます。

- 市民、団体、事業所などが独自に持っている情報・データなどの収集に努めます。
- 市で行っている大気、水質などの各種調査結果の提供・発信に努めます。
- 環境に関する図書やビデオなどの購入を進め、貸し出しによる情報の提供・支援に努めます。
- 県内外の都市などと連携して、環境問題に関する調査研究や情報交換を行います。
- ホームページの充実を図り、迅速な環境情報の発信を行うとともに、市民意見の収集に努めます。

【数値目標】

項目	内容	現 状	達成目標
ごみ排出量	年間総排出量 (t) 削減率 (%)	平成 15 年度 44,748 t	平成 26 年度 41,000 t 8.4%の減
1 人当たりごみ排出量	家庭系普通ごみの 1 日あたりの排出量 (g)	平成 15 年度 767 g	平成 26 年度 661 g
リサイクル率	ごみ資源化量/ごみ 排出量 (%)	平成 15 年度 18.4%	平成 26 年度 25.1%

【数値管理項目】

項目	内 容	現 状
買物袋持参運動	持参率	平成 15 年度 ・持参率 23.2%
集団資源回収活動	実施団体数、回収量	平成 15 年度 ・団体数 188 団体 ・回収量 2,992 t
生ごみ処理機	設置数	平成 15 年度 ・コンポスト 2,430 台 ・電動式 844 台
不法投棄	件数、数量	平成 15 年度 ・件数 158 件 ・数量 家電 4 品目 72、自転車 89、タイヤ 76、 パソコン 7
低公害車	種類、導入台数	平成 16 年 5 月現在 ・ハイブリッド自動車 5 台
新エネルギー利用	種類、設置数	平成 16 年 10 月現在 ・太陽光発電 日和山公園他 (ソーラー時計 13 ヶ所)、太陽

		<p>の家、上田コミュニティ防災センター、東北公益文科大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用 山容病院、北部農民センター、上田コミュニティ防災センター ・風力発電 酒田北港・宮海海岸風力発電施設 (2,000kw×8台)、酒田港本港地区風力発電施設 (1,500kw×1基) ・廃棄物発電 酒田地区クリーン組合ごみ処理施設
温室効果ガス排出量	種類別(二酸化炭素、その他)排出量	<p>平成13年度(県調査による推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素 1,005(千t・CO₂) ・その他 74(千t・CO₂)
酸性雪	調査地点、調査結果	<p>平成15年度(調査期間 H16.1.26~2.22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点 平田中学校 ・調査結果 pH 4.5~5.6(平均 5.0)
環境教育・学習	実施回数、参加者数	<p>平成16年度</p> <p>市事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と光の環境講座 30名 ・魚類調査 新井田川 2回 小牧川 4回 <p>学校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校数 小学校 21校 中学校 7校
環境保全活動団体	団体数、人数	<p>平成13年3月現在(山形県作成資料より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体数 19団体

第5. 環境に配慮した行動指針

本市の目指すべき環境像「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ」を実現するために、市は前章に掲げる様々な環境施策を展開していきますが、これとともに市民及び事業者一人ひとりの自主的かつ積極的な取り組みが必要不可欠となります。

ここでは、市民及び事業者が、日常の生活や事業活動を見直し、それぞれの立場において環境に配慮すべき具体的な行動指針を示します。

なお、市は、環境施策を実施する行政機関であるとともに、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、消費者（市民）や事業者としての活動も行っています。したがって、市も率先して市民や事業者の環境に配慮すべき行動指針の実践に努めます。

1. 市民の行動指針

市民の環境に配慮すべき具体的な行動例を、環境施策の基本方向ごとに示します。

【自然環境目標】

(1) 豊かで美しい自然を守る。

- 海や川、山などにごみは捨てません。
- 自分が出したごみは必ず持ち帰ります。
- 海や川、山などにおける清掃・美化活動などに参加します。
- 自然観察会や農業・林業体験などに参加し、自然についての知識を深めます。

(2) 多様な生き物を守る。

- ホテルやイトヨ、メダカなどの住みよい環境を守ります。
- 動植物をむやみに採取したり持ち帰らないようにします。
- 地域の生態系に影響を与える生き物（ペット、外来種など）を捨てません。
- 釣りをするときには、釣り糸や釣り針などの後始末をきちんとします。

(3) 大切な水と緑と土を守る。

- 庭木の植栽や鉢植えなど敷地内の緑化に努めます。
- 庭木の剪定や病虫害駆除に努めます。
- 水辺や公園、道路などへごみのポイ捨てや犬のふんの放置をやめます。
- 水辺や公園、道路などにおける緑化・美化活動などへの参加に努めます。

【生活環境目標】

(1) さわやかな空気を守る。

- ごみの野焼きなど不適正な焼却は行いません。
- 車を運転するときは無駄なアイドリングや空ぶかしなどをやめ、エコドライブに努めます。
- バスや電車など公共交通機関の利用に努めます。
- 近距離の移動などでは自転車を利用するように努めます。

(2) きれいな水を守る。

- 廃食用油や調理くずなどを流しません。
- 天然原料使用の洗剤やせっけんの使用に努めます。
- 公共下水道や農業集落排水施設が整備されたときは、速やかに下水道に接続します。
- 浄化槽は、定期点検や清掃を行い、適正に維持管理します。

(3) 快適な生活を守る。

- エアコンの室外機、ボイラーなどは、騒音が近隣の迷惑にならないように設置します。
- カラオケなどの音響機器は、近所の迷惑にならないよう適正な音量で使用します。
- 地域の歴史や文化について学ぶよう努めます。
- 周辺の景観と調和した建築に努めます。
- ペットは、鳴き声やふん尿などで迷惑をかけないように飼育します。

【社会・地球環境目標】

(1) ごみを減らし、リサイクルを進める。

- 買い物袋を常時携帯し、買い物をします。
- 簡易な包装やノー包装の商品を選びます。
- 詰め替え商品や濃縮されたコンパクトな商品を選びます。
- 使い捨てできない長期間使用できる商品を選びます。
- 生ごみの水切りを徹底します。
- 料理は余分に作らず、食べ残しをなくします。
- 家族ぐるみでごみ減量を工夫します。
- ごみの分別ルールや排出マナーを守ります。
- ごみの野焼きなど不適正な焼却は行いません。
- 不法投棄やポイ捨てはしません。
- ペットのふん尿はきちんと処理します。
- 空き缶、空き瓶、ペットボトルは資源収集日に出します。
- 食品トレイや紙パックは店頭回収に出します。
- 新聞、雑誌、段ボールなどの古紙は、資源収集日か集団資源回収に出します。
- 地域での集団資源回収に参加・協力します。
- エコマーク商品など環境にやさしい商品の購入に努めます。

(2) エネルギーを大切に使う。

- 照明は、不要なときはこまめに消灯します。
- 冷暖房機器は適正な温度に設定します。
- 冷蔵庫にはものを詰め込み過ぎないようにします。
- 電化製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜きます。
- 電化製品を買うときは、省エネルギー型の製品を選びます。

- 車は、無駄なアイドリングや空ぶかしなどをやめ、エコドライブに努めます。
- 燃料消費の良い環境にやさしい低公害車（ハイブリッドカーなど）の購入に努めます。
- 通勤、通学などには公共交通機関の利用に努めます。
- 近い場所へは自転車か徒歩で行くようにします。
- 住宅建築の際などは、太陽光・熱、風力などの自然エネルギー利用に配慮します。

(3) 地球環境問題に足元から取り組む。

- 地球温暖化を防止するため、省エネ行動に心がけ二酸化炭素の排出を減らします。
- オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題について知識を深め、国、県、市が行う取り組みに協力します。

(4) 環境にやさしい心を育てる。

- 環境に関する学習会や自然観察会などへの参加に努めます。
- 家族や友人などと環境問題について話し合うように努めます。
- 市や地域などが主催する環境保全活動への参加に努めます。
- 環境家計簿などをつけるように努めます。
- 市が提供する環境情報の利用に努めます。
- 環境に関して保有している情報・データの提供に努めます。

2. 事業者の行動指針

事業者の環境に配慮すべき具体的な行動例を、環境施策の基本方向ごとに示します。

【自然環境目標】

(1) 豊かで美しい自然を守る。

- 開発や工事を行う際は、自然環境への影響を事前に把握します。
- 海や川、山などにおける清掃・美化活動などに参加・協力します。
- 農業用ため池、水路などの適正管理に努めます。
- 農薬の低減、有機栽培など環境にやさしい農業（環境保全型農業）に努めます。
- 下刈、枝打ちなどを実施し、森林の適正管理に努めます。
- 砂採取などでは、大規模な採取、伐採を避けるとともに、可能な限り植林に努めます。
- 松くい虫などの病害虫による被害の防止に努めます。

(2) 多様な生き物を守る。

- 動植物の生息・生育環境について理解し、保全への協力を努めます。
- 開発や工事を行う際は、動植物の生息・生育環境について事前に調査を行うなど十分配慮します。
- 事業活動により、動植物に悪影響を与えないように配慮します。

(3) 大切な水と緑と土を守る。

- 事業所敷地内の緑化に努めます。
- 緑化・美化活動などへの参加・協力を努めます。

【生活環境目標】

(1) さわやかな空気を守る。

- 大気に関する規制・指導を遵守します。
- ばい煙発生設備など施設の定期点検と適正な維持管理に努めます。
- ごみの野焼きなど不適正な焼却は行いません。
- 自動車購入の際は、環境にやさしい低公害車の導入に努めます。
- 自動車の運転は、無駄なアイドリングや空ぶかしなどをやめ、エコドライブに努めます。
- 自動車のこまめな整備点検に努めます。
- バスや電車など公共交通機関の利用に努めます。

(2) きれいな水を守る。

- 水質に関する規制・指導を遵守します。
- 排水処理施設の整備充実を推進し、排水の水質向上に努めます。
- 排水の設備工程を見直し、排水量を減らすように努めます。
- 油漏れ等による水質汚濁事故の防止に努めます。

(3) 快適な生活を守る。

- 騒音、振動、悪臭に関する規制・指導を遵守します。
- 騒音、振動の発生が懸念されるときは、防音・防振装置などの設置に努めます。
- カラオケなどの営業騒音が、近隣へ迷惑にならないよう、音量や時間帯に配慮します。
- 建設工事においては、低騒音・低振動型の建設機材の使用に努めます。
- 臭気を発生する施設は、脱臭装置の設置に努めます。
- 歴史・文化的資源に理解を深め、保全活動への協力を努めます。
- 工事や開発を行う際は、埋蔵文化財に配慮します。
- 建物や看板などのデザインや色調は、周囲の景観との調和に努めます。
- 有害化学物質などは適正な管理・処分を行います。
- 照明灯や照明看板などの光は、周囲の迷惑にならないように努めます。

【社会・地球環境目標】

(1) ごみを減らし、リサイクルを進める。

- ノーレジ袋デーを設けるなど、レジ袋の削減に努めます。
- 過剰な包装をやめ、簡易包装やノー包装を推進します。
- ばら売りや量り売りの商品の販売を促進します。
- 減量やリサイクルに適した商品のPR・販売に努めます。
- 販売管理の徹底により、賞味期限切れや売れ残り商品を減らすように努めます。
- ごみを自らの責任で適正に処理する事業者の自己処理責任を徹底します。
- 販売店回収を促進し、市民が活用できるように努めます。

- ごみの分別ルールや排出マナーを守ります。
- ごみの野焼きなど不適正な焼却は行いません。
- 本、パソコンなどの中古品の引き取りや販売を促進します。
- 運搬材や包装材は、再使用できるものを使用します。
- 再生紙など再生品の購入・使用を推進します。
- 食品トレイや紙パックの店頭回収を推進します。

(2) エネルギーを大切に使う。

- 水の循環再利用に努めます。
- 照明は、不要なときはこまめに消灯します。
- 冷暖房機器は適正な温度に設定します。
- 車は、無駄なアイドリングや空ぶかしなどをやめ、エコドライブに努めます。
- 設備・機器などは、省エネ製品の購入に努めます。
- 太陽光・熱、風力など自然エネルギーの利用に努めます。
- 廃熱の利活用やコージェネレーションシステムの導入に努めます。

(3) 地球環境問題に足元から取り組む。

- 地球温暖化を防止するため、省エネ行動に心がけ二酸化炭素の排出を減らします。
- 地球環境問題に関する取り組みへの参加・協力を努めます。

(4) 環境にやさしい心を育てる。

- 従業員への環境教育に努めます。
- 職場における環境に関するセミナーや講演会などの開催に努めます。
- 社内の環境保全意識の啓発・向上に努めます。
- 環境保全に関して必要なマニュアルや指針の作成に努めます。
- 市や地域が主催する環境保全活動への参加・協力を努めます。
- 市が提供する環境情報の利活用に努めます。
- 環境に関して保有している情報・データの提供に努めます。
- 環境報告書などを作成し、公開に努めます。

第6. 計画の推進方策

ここでは、酒田市環境基本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るための各種方策について整理しています。

1. 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画に掲げられた環境施策を総合的かつ計画的に推進するためには、全庁的な取り組みと関係機関などとの緊密な連携が必要です。このため、庁内の関係課で構成する「(仮称) 環境基本計画推進会議」を設置し、各部課で実施する施策や事業の調整・連携を図るとともに進捗管理を行い、この計画の円滑な推進を図ります。

(2) 市民、事業者との協力・連携

この計画に掲げられた環境施策を効率的かつ効果的に推進するためには、市民及び事業者との協力・連携のもと、各主体の積極的かつ自主的な行動が必要不可欠となります。

このため、環境に関する情報の収集、管理、提供などに努め、情報の共有を進めるとともに、市民、事業者とのネットワークづくりや「(仮称) 環境市民会議」の設置など活動基盤の整備に努めます。

(3) 酒田市環境審議会

本市の環境保全に関して調査審議するため、市長の諮問機関として、市民代表者や学識経験者等で構成される「酒田市環境審議会」を設置しています。市は、環境審議会に対し、環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画の実効性を高め、かつ、継続的に計画を推進していくための方策として、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し) からなるPDCAサイクルを基本とした継続的な改善システムによる進行管理を行っていきます。

(2) 進捗状況の点検・評価と公表

本市の環境の状況や計画に基づく各種施策の進捗状況、目標の達成状況を把握し、(仮称) 環境基本計画推進会議において点検・評価を行い、その結果を年次報告書(環境白書)としてとりまとめます。

年次報告書は、環境審議会や(仮称) 環境市民会議をはじめ、広く市民に公表し、意見を求めます。

(3) 計画の見直し

市は、計画に掲げた目標や施策の進捗状況や効果を総括するとともに、環境問題を取り巻く社会情勢や環境関連技術の動向、人々の意識の変化などにも留意し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

